

第 7 4 1 号
平成28年4月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数		
・天理市行政組織条例の一部を改正する条例	1	4	・天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16 30
・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2	4	・天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	17 30
・天理市行政不服審査会条例	3	8	・天理市環境基本条例の一部を改正する条例	18 30
・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4	9	・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	19 31
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5	10	・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	20 31
・天理市職員の退職管理に関する条例	6	25	・天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	21 31
・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	7	25	・天理市地域包括ケア広場条例	22 44
・天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	8	26	・天理市観光物産センター条例の一部を改正する条例	23 45
・天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	9	27	・天理市トレイルセンター条例	24 45
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	10	27	・天理市消費生活センターに関する条例	25 46
・天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	11	27	・天理駅前広場条例の一部を改正する条例	26 47
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	12	28	・天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部を改正する条例	27 47
・天理市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	13	28	・天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	28 48
・天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	14	29	・天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	29 48
・天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15	29	・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	30 49
			規 則	番号 頁数
			・天理市臨時職員の給与の支給に関する	4 51

る規則の一部を改正する規則		
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	5	51
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	6	51
・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	7	53
・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	8	54
・平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	9	54
・天理市職員の退職管理に関する規則	10	55
・行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	11	58
・天理市債権管理条例施行規則	12	147
・天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則	13	148
・天理市地域包括ケア広場条例施行規則	14	151
・天理市消費生活センターに関する条例施行規則	15	151
・天理市トレイルセンター条例施行規則の一部を改正する規則	16	153
・天理市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	17	154
・天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	18	163
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	19	163
・天理市会計規則の一部を改正する規則	20	165
・児童福祉法に基づく身体障害児補装具交付等実施規則を廃止する規則	21	167
・天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則	22	168
・天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	23	168
・身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則	24	168
訓令甲	番号	頁数
・天理市要介護認定調査員規程の一部改正	2	168
・天理市事務処理規程の一部改正	3	169
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	4	175

・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	5	175
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	6	175
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	7	175
告 示	番号	頁数
・抑留犬の公示について	77	175
・放置自転車等の保管について	78	176
・公示送達について	79	176
・放置自転車等の保管について	80	177
・放置自転車等の保管について	81	177
・公示送達について	82	177
・放置自転車等の保管について	83	178
・放置自転車等の保管について	84	178
・大和都市計画地区計画の縦覧について	85	178
・放置自転車等の保管について	86	179
・放置自転車等の保管について	87	179
・地縁による団体の告示事項変更について	88	180
・放置自転車等の保管について	89	180
・放置自転車等の保管について	90	180
・放置自転車等の保管について	91	181
・放置自転車等の保管について	92	181
・放置自転車等の保管について	93	182
・放置自転車等の保管について	94	182
・公示送達について	95	182
・放置自転車等の保管について	96	183
・放置自転車等の保管について	97	183
・屋外広告物に関する告示について	98	183
・放置自転車等の保管について	99	184
・公示送達について	100	184
・山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約の一部変更について	101	184
・放置自転車等の保管について	102	185
・放置自転車等の保管について	103	185
・大和都市計画生産緑地地区変更について	104	185
・放置自転車等の保管について	107	186
・放置自転車等の保管について	108	186
・市道の路線認定及び変更について	109	186
・市道の区域決定及び供用開始について	110	187
・天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正について	111	188
・放置自転車等の保管について	112	192
・平成28年度天理市一般会計予算外7会計予算の要領について	113	192

・平成27年度天理市一般会計補正予算 (第6号)等の要領について	114	213
・天理市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正について	115	229
・天理市高額療養費貸付要綱の一部改正について	116	231
・天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱の一部改正について	117	233
・天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱の一部改正について	118	237
・平成28年度天理市国民健康保険料率の決定について	119	239
・平成28年度天理市国民健康保険料の現額について	120	239
・天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務の委託について	121	240
・平成28年度一般廃棄物処理実施計画について	122	240
・固定資産台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	123	250
・放置自転車等の保管について	124	250
・放置自転車等の保管について	125	250
・放置自転車等の保管について	126	251
・放置自転車等の保管について	127	251
・放置自転車等の保管について	128	252
公 告	番号	頁数
・森林整備計画の閲覧について	13	252
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	14	252
・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について	15	253
・農用地利用集積計画の縦覧について	16	253
・農用地利用集積計画の縦覧について	17	253
・農用地利用集積計画の縦覧について	18	253
・平成28年度天理市定期予防接種の実施について	19	253
・天理農業振興地域整備計画の変更について	101	255
・別所丹波市線事業計画の変更について	105	256
・勾田樺本線事業計画の変更について	106	256
教育委員会	番号	頁数
・天理市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	2	256
・天理市教育委員会事務処理規程の一部を改正する規則	2	258

部を改正する規程		
・定例教育委員会の招集について	4	258
・教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則	3	258
・天理市立学校(幼稚園)職員の人事評価に関する規則	4	258
・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	5	259
農業委員会	番号	頁数
・天理市農業委員会事務局処務規程の一部改正について	3	259
・農業委員会の招集について	4	260
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市選挙管理委員会規程の一部改正について	3	261
公平委員会	番号	頁数
・行政不服審査法の施行に伴う関係公平委員会規則の整理に関する公平委員会規則	1	261
・職員の退職管理に関する公平委員会規則	2	262
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3	265
監査委員	番号	頁数
・天理市監査委員事務局処務規程の一部改正について	4	265
・定期監査の結果(公表)について	5	265
災害対策本部	番号	頁数
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	1	281
議会	番号	頁数
・天理市議会事務局組織及び処務に関する規程の一部改正について	1	281
・天理市議会事務局組織及び処務に関する規程の一部改正について	2	281
公営企業	番号	頁数
・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	5	282
・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	6	282
・公共下水道の供用(処理)の開始及び関係図書縦覧について【告示】	4	282
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	7	283
・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正	1	283
・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	2	284

・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	3	288	・天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正	6	296
・天理市水道事業給水条例施行規程の一部改正	4	288	・天理市上下水道局債権管理条例施行規程	7	304
・天理市水道水源保護条例施行規程の一部改正	5	288			

条例

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 1 号

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項に次の 1 号を加える。

（7）地域交通に関すること。

第 2 条総務部の項第 7 号中「交通対策」を「交通安全」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（10）統計に関すること。

第 2 条環境経済部の項第 5 号を削る。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 2 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（天理市情報公開条例の一部改正）

第 1 条 天理市情報公開条例（平成 9 年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「市以外のもの」を「第三者」に改め、同条第 1 項中「公文書に市以外のもの」の次に「（以下「第三者」という。）」を加え、「当該市以外のもの」を「当該第三者」に改め、同条第 2 項中「市以外のもの」を「第三者」に改める。

第14条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条第 1 項中「第10条第 1 項の決定」の次に「又は公文書の開示の請求に係る不作為」を加え、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第 1 項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第 4 項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）

（2）請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（天理市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「この条において」を削る。

第26条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条第1項中「対する決定」の次に「又は不作為」を加え、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）

（2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る開示等決定について反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（天理市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年12月天理市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条を次のように改める。

（審査会の調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした市長又は実施機関（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第10条を第15条とし、第9条を第14条とし、第8条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書及び資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書及び資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は口頭意見陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（天理市行政手続条例の一部改正）

第4条 天理市行政手続条例（平成8年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（天理市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第8条 天理市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年8月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条・第14条」を「第14条・第15条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第4章中第12条を第13条とする。

第11条第1項を次のように改める。

委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の定めるところによる。

(天理市手数料条例の一部改正)

第9条 天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりその事務につき徴収する手数料」を加える。

第4条第3号中「市長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合にあっては審査庁、他の法律において読み替えて準用する場合にあっては当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関）」を加え、「認めた」を「認める」に改める。

別表中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

28	提出書類等の写し等の交付手数料又は主張書面等の写し等の交付手数料	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付	用紙1枚につき10円 （日本工業規格A列3番までの用紙に白黒で複写され、又は出力された場合）
			用紙1枚につき50円 （日本工業規格A列3番までの用紙にカラーで複写され、又は出力された場合）
			用紙1枚につき40円 （日本工業規格A列2番の用紙を用いて複写され、又は出力された場合）

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 第25号手数料の額の欄の「1件」とは、形状、大きさ、意匠等が同一のもので、一括申請されたものをいう。
- 2 第28号の手数料の額については、両面に複写され、又は出力された場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第10条 天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第31条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 8 条の規定による改正後の天理市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(平成28年 3 月24日揭示済)

天理市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 3 号

天理市行政不服審査会条例

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第 1 項の規定に基づき、本市に天理市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、法の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理するため、その事件ごとに委員を委嘱することができる。この場合において、その事件の処理が終わったときに、委員の任期が終わったものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

(審査会の調査権限)

第 6 条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は法第43条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 7 条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第8条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第6条の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第55号を第56号とし、第18号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

18	行政不服審査会の委員	日額	11,000	同上
----	------------	----	--------	----

別表備考第3項中「第24号まで、第28号、第31号から第33号まで、第35号から第52号まで及び第55号」を「第25号まで、第29号、第32号から第34号まで、第36号から第53号まで及び第56号」に改める。

(平成28年 3 月24日掲示済)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第4号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「市長が規則で定める」を「別表第3の職務の級別標準職務表に定めるとおりとする」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条関係)

職務の級別標準職務表

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	主事の職務
2 級	主任主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	係長、主任及び主任主査の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長及び主幹の職務
7 級	次長の職務
8 級	部長の職務

イ 教育職給料表級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	幼稚園の助教諭の職務
2 級	幼稚園の主任教諭及び教諭の職務
3 級	幼稚園の園長の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月24日掲示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあ天理市上下水道局債権管理条例施行規程るのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

附則第12項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.125」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表									
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700

再任用 職員以 外の職 員	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600

32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	

53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	

76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100	
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400	
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600	
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800	
94		293, 600	341, 400			
95		294, 000	341, 900			
96		294, 400	342, 300			
97		294, 600	342, 400			

	98	294, 900	342, 900					
	99	295, 300	343, 300					
	100	295, 700	343, 600					
	101	295, 900	343, 900					
	102	296, 200	344, 300					
	103	296, 600	344, 700					
	104	296, 900	345, 100					
	105	297, 100	345, 600					
	106	297, 400	346, 000					
	107	297, 800	346, 400					
	108	298, 100	346, 800					
	109	298, 300	347, 300					
	110	298, 700	347, 700					
	111	299, 100	348, 000					
	112	299, 400	348, 300					
	113	299, 500	348, 800					
	114	299, 800						
	115	300, 100						
	116	300, 500						
	117	300, 700						
	118	300, 900						
	119	301, 200						
	120	301, 500						

	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表				
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300
	2	155,100	171,600	289,900
	3	156,600	173,700	292,800
	4	158,100	175,900	295,400
	5	159,800	177,900	297,900
	6	161,700	180,100	300,300
	7	163,500	182,300	302,700
	8	165,300	184,500	305,100
	9	167,100	186,800	307,600
	10	169,200	189,600	310,300
	11	171,200	192,300	313,000
	12	173,200	195,000	315,900
	13	175,200	197,900	318,500

14	177, 400	199, 600	320, 500
15	179, 600	201, 200	322, 600
16	181, 800	202, 900	324, 900
17	184, 100	204, 700	327, 200
18	186, 700	206, 400	329, 400
19	189, 200	208, 100	331, 700
20	191, 700	209, 700	333, 900
21	194, 200	211, 500	336, 200
22	195, 900	213, 400	338, 400
23	197, 600	215, 300	340, 700
24	199, 300	217, 200	343, 000
25	200, 800	218, 900	345, 000
26	202, 400	220, 900	346, 800
27	204, 000	222, 900	348, 700
28	205, 500	224, 900	350, 600
29	207, 200	226, 800	352, 500
30	208, 900	229, 500	354, 300
31	210, 600	232, 200	356, 000
32	212, 300	234, 900	357, 900
33	213, 800	237, 500	359, 600
34	215, 500	240, 300	361, 300
35	217, 200	242, 900	363, 000
36	218, 900	245, 600	364, 800

37	220, 400	248, 100	366, 700
38	222, 100	250, 600	368, 200
39	223, 800	253, 100	369, 800
40	225, 500	255, 500	371, 400
41	227, 100	258, 200	372, 700
42	228, 800	260, 600	374, 100
43	230, 400	262, 800	375, 500
44	232, 000	265, 000	377, 000
45	233, 700	267, 200	378, 500
46	235, 200	269, 400	380, 100
47	236, 600	271, 600	381, 700
48	238, 000	273, 700	383, 200
49	239, 400	276, 000	384, 600
50	240, 800	278, 000	386, 100
51	242, 300	280, 000	387, 600
52	243, 500	282, 000	389, 000
53	244, 700	283, 900	390, 200
54	246, 100	286, 400	391, 500
55	247, 400	288, 700	392, 600
56	248, 600	291, 200	393, 700
57	249, 900	293, 400	395, 100
58	251, 100	295, 900	396, 300
59	252, 200	298, 300	397, 500
60	253, 400	301, 000	398, 800

	61	254, 800	303, 400	400, 000
	62	256, 100	305, 800	401, 000
	63	257, 300	308, 300	402, 400
	64	258, 300	310, 700	403, 700
	65	259, 300	313, 100	404, 900
	66	260, 700	315, 300	406, 000
	67	262, 200	317, 400	407, 200
	68	263, 700	319, 600	408, 300
	69	265, 300	321, 900	409, 300
	70	266, 800	324, 000	410, 500
	71	268, 300	326, 200	411, 700
	72	269, 800	328, 200	412, 900
	73	271, 000	330, 400	413, 500
	74	272, 200	332, 500	414, 300
	75	273, 500	334, 700	415, 000
	76	274, 800	336, 900	415, 500
	77	276, 200	338, 700	415, 800
再任用職員 以外の職員	78	277, 300	340, 600	416, 200
	79	278, 500	342, 500	416, 600
	80	279, 700	344, 300	417, 000
	81	281, 000	346, 100	417, 300
	82	281, 900	347, 900	417, 700
	83	283, 100	349, 600	418, 100

84	284, 300	351, 400	418, 400
85	285, 300	352, 800	418, 700
86	286, 200	354, 400	419, 100
87	287, 200	355, 900	419, 500
88	288, 200	357, 400	419, 800
89	289, 300	358, 800	420, 100
90	290, 200	360, 100	420, 400
91	291, 100	361, 500	420, 700
92	292, 000	362, 900	420, 900
93	292, 500	364, 400	421, 100
94	293, 200	365, 700	
95	293, 900	367, 000	
96	294, 700	368, 200	
97	295, 500	369, 200	
98	296, 300	370, 200	
99	297, 100	371, 200	
100	297, 800	372, 200	
101	298, 700	373, 100	
102	299, 200	374, 100	
103	299, 700	375, 100	
104	300, 200	376, 100	
105	300, 400	376, 900	
106	300, 800	377, 800	

	107	301, 100	378, 700
	108	301, 300	379, 700
	109	301, 500	380, 500
	110	301, 700	381, 500
	111	302, 000	382, 500
	112	302, 300	383, 500
	113	302, 500	384, 100
	114	302, 700	385, 000
	115	302, 900	385, 900
	116	303, 200	386, 800
	117	303, 500	387, 600
	118	303, 800	388, 300
	119	304, 100	389, 100
	120	304, 400	389, 900
	121	304, 500	390, 500
	122	304, 700	391, 300
	123	305, 000	392, 000
	124	305, 300	392, 700
	125	305, 500	393, 300
	126		394, 000
	127		394, 500
	128		395, 100
	129		395, 800

130	396,400
131	396,900
132	397,400
133	397,700
134	398,000
135	398,300
136	398,600
137	398,900
138	399,200
139	399,500
140	399,800
141	400,100
142	400,400
143	400,700
144	401,000
145	401,200
146	401,500
147	401,800
148	402,000
149	402,200
150	402,500
151	402,800
152	403,000

	153		403, 200	
	154		403, 500	
	155		403, 800	
	156		404, 000	
	157		404, 200	
再任用職員		224, 000	269, 900	323, 200

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員で市長が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条中「1週間当たりの勤務時間に52」を「当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日（以下この条において「週休日」という。）並びに勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数に1日の勤務時間」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第12項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月天理市条例第5号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項の規定又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年3月天理市条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の給与条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第7項又は平成27年改正条例附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。
（その他）
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成28年3月24日揭示済）

天理市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第6号

天理市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第2項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月24日揭示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改める。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(平成28年3月24日揭示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年9月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則第5項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則第6項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(平成22年3月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第8条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の140」を「100分の150」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)、第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)及び第7条の規定による改正後の天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例又は第7条の規定による改正前の天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第9号

天理市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市実費弁償に関する条例（昭和43年 5 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「 月額 59,000		を	「 日額 18,000		に改め、
月額 35,000	」		日額 13,000	」	

同表第3号中

「 月額 110,000		を	「 日額 32,000		に改め、
月額 43,000	」		日額 17,000	」	

同表第4号中

「 月額 35,000		を	「 日額 18,000		に改める。
月額 27,000	」		日額 13,000	」	

別表備考第3項中「（補充委員に限る。）」を「から第4号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年 3 月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「天理市立幼稚園」を「天理市立幼稚園等」に改める。

第1条中「天理市立幼稚園（以下「幼稚園」を「天理市立幼稚園及び天理市立こども園（以下「幼稚園等」に改める。

第2条中「園長」を「幼稚園長」に改め、「主任教諭」の次に「、こども園長及び教頭（天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受ける者（以下「行政職給料表適用者」という。）を除く。）」を加え、「及び講師」を「並びに講師」に改める。

第3条の見出し中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に、「天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第5条の見出し中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「教育職員」の次に「（行政職給料表適用者を除く。）」を加え、同条第2項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、「受ける者」の次に「及び行政職給料表適用者」を加える。

第6条の見出し及び同条第1項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同条第2項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改め、同項第2号中「幼児」を「幼児又は子ども」に、「幼稚園行事」を「幼稚園等の行事」に改める。

附則第3項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月24日揭示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号を次のように改める。

（1）納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第139条の3第2項第1号を次のように改める。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 改正後の第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の第51条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

3 改正後の第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（平成28年3月24日揭示済）

天理市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

天理市行政財産使用料条例（昭和61年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、その際納付することが困難と認めるときは、許可書交付の日から 1 月以内に、市長が定める納期限までに納付するものとする。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険財政調整基金条例（平成 8 年 3 月天理市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

（1） 天理市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額

（2） 前号のほか、天理市国民健康保険特別会計において決算上生じた剰余金の範囲内で、予算に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第 2 項各号又は第44条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第29条第 2 項又は第44条第 2 項に規定する保育士の数は、1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第 2 項又は第44条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。）にお

いて、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（就学児にあっては入院に係る医療費に限る。）」を削り、同条に次の1号を加える。

（3） 市長が別に規則で定める額

第4条第1項中「対象となる子ども」を「対象となる乳幼児又は就学児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市環境基本条例の一部を改正する条例

天理市環境基本条例（平成23年12月天理市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第25条第1項中「15人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日 掲 示 済）

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 6 中「51万円」を「52万円」に改める。

第15条の 6 の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条の12中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条第 1 項中「51万円」を「52万円」に改め、同項第 2 号中「26万円」を「26万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第 3 項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第 4 項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成28年 3 月24日 掲 示 済）

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 2 項及び第 4 項中「平成30年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改め、同条を附則第 7 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「附則第 8 条」を「附則第 7 条」に改める。

（平成28年 3 月24日 掲 示 済）

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中 「 第4節 運営に関する基準(第50条―第59条) 」 を
第4章 認知症対応型通所介護 」

「 第4節 運営に関する基準(第50条―第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第59条の2)

第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準(第59条の5)

第4節 運営に関する基準(第59条の6―第59条の20) に

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27―第59条の38)

第4章 認知症対応型通所介護

」

改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し、特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うためにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

（天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

（6）前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号。以下「医療介護総合確保推進省令」という。）附則第4条第1項の別段の申出を行った上で、施行日から天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、地域密着型サービス基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。
- 3 医療介護総合確保推進法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、施行日の前日までに、医療介護総合確保推進省令附則第4条第1項の別段の申出を行った上で、施行日から天理市指

定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

（平成28年3月24日揭示済）

天理市地域包括ケア広場条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市地域包括ケア広場条例

（設置）

第1条 市民の健康増進及び介護予防に寄与し、市民の交流を促進するため、本市に地域包括ケア広場を設置する。

（名称及び位置）

第2条 地域包括ケア広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市地域包括ケア広場	天理市富堂町300番地11

（事業）

第3条 天理市地域包括ケア広場（以下「広場」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1）市民の健康増進及び介護予防のための講座、教室等の開催
- （2）市民の自主的な学習活動等の促進
- （3）市民の交流の場の提供
- （4）その他必要な事業

（使用料）

第4条 広場の使用料は、無料とする。

（使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限することができる。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- （2）政治的又は宗教的活動が目的であると認めるとき。
- （3）営利が目的であると認めるとき。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- （5）施設、設備等に損害の生ずるおそれがあると認めるとき。
- （6）他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- （7）管理上支障があると認めるとき。
- （8）その他不適当と認めるとき。

（入場の制限）

第6条 市長は、広場に入場しようとする者又は入場した者が前条各号のいずれかに該当するとき又は規則で定める遵守事項に違反すると認めるときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

（損害賠償等）

第7条 広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 掲 示 済)

天理市観光物産センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市観光物産センター条例の一部を改正する条例

天理市観光物産センター条例（平成24年 6 月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「提供」を「提供し、特産物等を販売」に改める。

第 3 条第 2 号中「展示」の次に「及び販売」を加える。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 5 条 センターの開館時間及び休館日については、規則で定める。

第 6 条及び第 7 条を削る。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とし、第10条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 掲 示 済)

天理市トレイルセンター条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

天理市トレイルセンター条例

天理市トレイルセンター条例（平成12年 3 月天理市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 東海自然歩道を訪れるハイカー等の利便に供するため、情報提供機能及び休憩機能を備えた利用拠点施設として、本市にトレイルセンターを設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 トレイルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
天理市トレイルセンター	天理市柳本町5 7 7 番地 1

（事業）

第 3 条 天理市トレイルセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

（1） 観光情報の提供、宣伝及び収集に関すること。

（2） 地域の魅力を発信するための特産物等の展示及び販売、飲食物の提供並びにイベントに関すること。

（3） 休憩施設としてのサービスに関すること。

（4） その他必要な事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定によりセンターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 5 条 センターの開館時間及び休館日については、規則で定める。

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、センターに入場しようとする者又は入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他不相当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 センターの設備のうち、別表に掲げる設備を利用しようとする者は、指定管理者にセンターの設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の際に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(自主事業)

第8条 指定管理者は、センターの設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。

(損害賠償等)

第9条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

設備利用料金

シャワー利用料金（1回につき）	100円
-----------------	------

（平成28年3月24日揭示済）

天理市消費生活センターに関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市消費生活センターに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市消費生活センター	天理市川原城町605番地

(職員)

第3条 天理市消費生活センター（以下「センター」という。）には、センター長及び必要な職員を置くものとする。

(事務)

第4条 センターは、法第8条第2項に規定する次に掲げる事務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせん

- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び住民への提供
- (4) 都道府県との消費者事故等の発生に関する情報の交換
- (5) 消費者安全の確保に関する関係機関との連絡調整
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務
(消費生活相談員の配置)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者又は不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第8条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理駅前広場条例の一部を改正する条例

天理駅前広場条例（平成14年12月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

自動車駐車場の駐車料

単位	駐車料
1 台につき90分まで	無料
1 台につき90分を超え、150分まで	400円
1 台につき150分を超える 1 時間ごと	200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき駐車料について適用し、同日前に納付すべき駐車料については、なお従前の例による。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市都市公園条例及び天理市体育施設条例の一部を改正する条例

(天理市都市公園条例の一部改正)

第1条 天理市都市公園条例(昭和45年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項備考第2号及び第2項備考第2号中「市外」の次に「(大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。)」を加える。

(天理市体育施設条例の一部改正)

第2条 天理市体育施設条例(平成25年3月天理市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1項備考2、第2項第1号備考2、第3項第1号備考2及び第4項第1号備考中「市外」の次に「(大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の天理市体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金から適用し、同日前の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(平成28年3月24日揭示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天理市消防団員等公務災害補償条例(平成25年3月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(平成28年3月24日揭示済)

天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)において毎事業年度生じた剰余金(利益及び資本剰余金をいう。)の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、上下水道事業の財政的基盤を確立し、もって上下水道事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、法第32条第1項の規定により、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。）があるときは、その額を企業債の額に達するまで減債積立金に積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金に積み立てた後の残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。）があるときは、その額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。

3 前2項に規定する積立金（以下「積立金」という。）は、次の各号に掲げる積立金に応じ当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。

（1） 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

（2） 利益積立金 欠損金を埋める目的

（3） 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

5 第1項及び第2項の規定により積み立てた減債積立金及び建設改良積立金をその目的のために使用した場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる方法により処分するものとする。

6 前項の規定は、当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益を処分するときについて準用する。

（資本剰余金の処分）

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金については、次に定める方法により処分するものとする。

（1） 欠損金を埋める方法

（2） 資本金に組み入れる方法

（欠損の処理）

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、管理者は、当該残額に相当する額を資本剰余金をもって埋めることができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年3月24日揭示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市条例第30号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第141条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項ま

で」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第9項を同条第14項とし、同条第6項から第8項までを5項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第34条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、附則第31条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第30条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第28条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第27条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第26条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第25条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第24条中「第20項」を「第19項」に改め、附則第23条中「第20項」を「第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

(平成28年3月24日掲示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 4 号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6 月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

第14条中「第 7 条及び第 8 条」を「第 8 条及び第 9 条」に改める。

第 2 条 天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「6 月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の臨時職員給与規則」という。）の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の臨時職員給与規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の臨時職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（平成28年 3 月24日揭示済）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 5 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

特定事業主	対象職員
市長	市長が任命する職員
市議会議長	市議会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 6 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「100分の93」を「6月に支給する場合には100分の93」に改め、「100分の150以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の106以上100分の170以下」を加え、同項第2号中「100分の82.5以上100分93未満」を「6月に支給する場合には100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の94以上100分の106未満」に、同項第3号中「100分72」を「6月に支給する場合には100分の72、12月に支給する場合には100分の82」に、同項第4号中「100分の72」を「6月に支給する場合には100分の72未満、12月に支給する場合には100分の82」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40」に、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に、同項第3号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第25条の6見出し中「不服申立て」を「審査請求に関する事項」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

第30条第2項第2号中「育児休業をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を加える。

第32条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合には100分の106以上100分の170」を「100分の99以上100分の160」に、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合には100分の94以上100分の106」を「100分の82以上100分の99」に、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の72、12月に支給する場合には100分の82」を「100分の80」に、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の72未満、12月に支給する場合には100分の82」を「100分の80」に改める。

第32条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第6項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

「 公室長 部長 理事 参与 事務局長 会計管理者 」	を	「 公室長 部長 理事 参与 事務局長 」	に、
「 課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 会計室長 参事 」	を	「 課長 会計管理者 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 会計室長 参事 」	に、

業務課施設整備係長及び業務係長並びに業務課付係長 土木課維持係長	40,000円	を
-------------------------------------	---------	---

業務課業務係主任 土木課維持係主任	33,000円	に
----------------------	---------	---

改め、同表議会の事務局の項中

局長	71,000円		局長	71,000円	
参事	59,000円	を	次長	54,000円	に
次長	54,000円		主幹	50,000円	
次長補佐	48,000円		次長補佐	48,000円	

改め、同表教育委員会の項中

局長 教育次長 参与	を	局長	に
------------------	---	----	---

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成28年3月24日掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第7号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年12月天理市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表の改正規定の前に次のように加える。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第6項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第7項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第7条第1項中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条第4項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第10条第1項中「別表第7」を「別表第6」に改める。

第17条第5項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第25条中「別表第9」を「別表第8」に改める。

別表第1アの表の改正規定を次のように改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3から別表第9までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 8 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 4 の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 掲示済)

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 9 号

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号。以下「給与条例」という。）附則第 9 項に規定する特定職員であって、かつ、平成27年 4 月 1 日前に55歳に達した者であって、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年 3 月天理市条例第 3 号。以下「平成26年勧告改正条例」という。）附則第 3 項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年 3 月天理市条例第 5 号。以下「平成27年勧告改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成27年勧告改正条例第 3 条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成27年勧告改正条例第 3 条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第 2 条 経過措置額支給特定職員に対する平成27年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年勧告改正条例附則第 3 項の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年勧告改正条例附則第 3 項の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長が定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

第 3 条 経過措置額支給特定職員（市長の定める職員を除く。）に対する平成27年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第12条その他の法令の規定による給与の減額（次条第 2 項において「第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成26年勧告改正条例附則第 3 項の規定による給料の特例)

第4条 平成27年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与法附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額に達しないときにおいて、平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年 3 月24日揭示済)

天理市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに天理市職員の退職管理に関する条例（平成28年 3 月天理市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなすものとする。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 社会福祉法人天理市社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人天理市社会福祉事業団
- (3) 一般財団法人天理市開発公社
- (4) 公益社団法人天理市シルバー人材センター

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち、規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職員に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号。以下「事務分掌規則」という。）第34条第1項に規定する公室長及び部長並びに理事及び参与（以下「部長等」という。）

(2) 会計管理者

(3) 議会事務局長

(4) 教育委員会事務局長

(5) 上下水道局長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 部長等、事務分掌規則第34条の2第1項に規定する所長及び事務分掌規則第35条第1項に規定する次長

(2) 会計管理者及び会計室長

(3) 議会事務局長

(4) 監査委員事務局長

(5) 教育委員会事務局長及び天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号。以下「事務局組織規則」という。）第7条第1項に規定する局次長

(6) 天理市上下水道局長及び天理市上下水道局事務分掌規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第1号。以下「上下水道局事務分掌規程」という。）第9条第1項に規定する局次長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって、規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

（部課長等の職員に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職位に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

(1) 第13条各号に規定する職にある者

(2) 事務分掌規則第36条第1項に規定する課長（これと同等の職にある者を含む。）

(3) 事務局組織規則第7条第2項に規定する課長

(4) 上下水道局事務分掌規程第10条第1項に規定する課長

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28の4第1項又は法第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であった、市長が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出は、元職員再就職届出書(様式第2号)を提出することにより行うものとする。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 離職日
 - (4) 離職時の職
 - (5) 再就職日
 - (6) 再就職先の名称
 - (7) 再就職先の業務内容
 - (8) 再就職先における地位
 - (9) 契約(再就職した職員であった者の離職前5年間に市が再就職先と締結した契約をいう。)に関与した場合にあっては、当該契約の内容、当該契約に関与した年度、関与した当時の所属及び担当業務、関与した内容並びに再就職の方法
- (その他)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日揭示済)

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(天理市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市情報公開条例施行規則(平成9年12月天理市規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

公文書一部開示決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、天理市
情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公文書の一部の開示をすることと決定
したので、通知します。

公文書の件名	
公文書の開示の日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分
公文書の開示の場所	
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第6条第 号に該当 (理由)
開示することができるようになる期日	
担当する課等の名称	電話 () — (内線)
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ担当課に申し出てください。

3 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第 5 号（第 3 条関係）

公文書不開示決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、天理市
情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公文書の開示をしないことと決定した
ので、通知します。

公文書の件名	
開示しない理由	条例第6条第 号に該当 (理由)
開示することができる ようになる期日	
担当する課等の名 称 等	電話 () — (内線)
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の
翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。
なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決
の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ担当課に申し出て
ください。

3 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することが
できる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後
に改めて公文書の開示を請求してください。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

（天理市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 天理市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号（第8条関係）

個人情報一部開示決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、天理市個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおりその一部の開示をすることと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第16条第 号に該当（理由）
開示することができるようになる期日	年 月 日
担当する課の名称等	電話（ ） — （内線 ）
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 指定された個人情報の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ担当課に申し出てください。

2 開示を受ける際には、この通知書と本人又は法定代理人等であることを証明する書類を提出又は提示してください。

3 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて開示を請求してください。

様式第12号（第8条関係）

個人情報不開示決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、天理市個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名又は内容	
開示しない理由	条例第16条第 号に該当 (理由)
開示することができるようになる期日	年 月 日
担当する課の名称等	電話 () — (内線)
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて開示を請求してください。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号（第13条関係）

個人情報一部訂正決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおり一部訂正をすることと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名 又 は 内 容	
訂 正 す る 箇 所	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 し な い 箇 所	
訂 正 し な い 理 由	
担 当 す る 課 の 名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第13条関係）

個人情報不訂正決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名 又 は 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 し な い 理 由	
担 当 す る 課 の 名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号（第13条関係）

個人情報一部削除決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の削除については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおりその一部を削除することと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名 又 は 内 容	
削 除 す る 箇 所	
削 除 す る 内 容	
削 除 年 月 日	年 月 日
削 除 し な い 箇 所	
削 除 し な い 理 由	
担 当 す る 課 の 名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号（第13条関係）

個人情報不削除決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の削除については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおり削除をしないことと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名又は内容	
削除を求めた箇所	
削除を求めた内容	
削除しない理由	
担当する課の名称等	電話（ ） — （内線 ）
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

様式第24号（第13条関係）

個人情報目的外利用等一部中止決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の目的外利用（外部提供）
の中止については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおりその一
部を中止することと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件 名 又 は 内 容	
中 止 す る 箇 所	
中 止 す る 内 容	
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 し な い 箇 所	
中 止 し な い 理 由	
担 当 す る 課 の名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号（第13条関係）

個人情報目的外利用等不中止決定通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで請求のありました個人情報の目的外利用（外部提供）
の中止については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおり中止を
しないことと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件 名 又 は 内 容	
中 止 を 求 め た 箇 所	
中 止 し な い 理 由	
担 当 す る 課 の 名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号（第13条関係）

特定個人情報一部利用停止等決定通知書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

図

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の利用停止等については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおりその一部を利用停止等することと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の 件名又は内容	
利用停止等する箇所	
利用停止等する内容	
利用停止等年月日	年 月 日
利用停止等しない箇所	
利用停止等しない理由	
担当する課の 名称等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第28号（第13条関係）

特定個人情報不利用停止等決定通知書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の利用停止等については、天理市個人情報保護条例第25条第1項の規定により次のとおり利用停止等をしないことと決定したので、通知します。

請求に係る個人情報の件名又は内容	
利用停止等を求めた箇所	
利用停止等しない理由	
担当する課の 担 当 す る 課 の 名 称 等	電話（ ） — （内線 ）
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年 6 月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

天理市指定管理者指定取消（停止）通知書

年 月 日

様

天理市長

印

次のとおり決定したので、通知します。

決 定 区 分	☐ 指定管理者の指定を取り消します。 ☐ 指定管理者の業務の全部を停止します。 ☐ 指定管理者の業務の一部を停止します。 ()
施 設 の 名 称	
取 消 し 日	年 月 日
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則(昭和62年3月天理市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（納入義務者）

様

天理市社会福祉事務所長

印

入所費用徴収金決定（変更）通知書

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則第 3 条の規定による徴収金の額を下記のとおり決定（変更）しましたから通知します。

なお、徴収金は、毎月分をその月の末日までに別途送付する納入通知書により指定の場所に納入してください。

記

入 所 者 氏 名		施 設 名	
徴 収 金 の 額	年 月分 年 月分から月額	円 円	
備 考 (変更の理由)			
この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市保育の利用に関する規則の一部改正)

第5条 天理市保育の利用に関する規則（平成27年3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。
様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保育施設入所不承諾書

申込みのありました保育施設の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日
申 請 日	年 月 日
入 所 希 望 月	年 月
理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保 育 料 変 更 決 定 通 知 書

次のとおり保育料を変更したので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
保 育 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
変更前保育料の月額 及 び 適 用 期 間	第 階層 円 年 月 日から 年 月 日まで
変更後保育料の月額 及 び 適 用 期 間	第 階層 円 年 月 日から 年 月 日まで
変 更 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



延長保育料決定通知書

延長保育料について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 児童名

(クラス年齢 歳児 クラス)

2 保育園名

3 利用月 年 月分

4 延長保育料 月額 円

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第10条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保育利用解除通知書

次の児童についての保育の利用を解除することにしたので通知いたします。

利用解除する児童の氏名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
入所中の保育施設の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 利 用 解 除 の 年 月 日	年 月 日
保育の利用解除の理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部改正)

第6条 天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則（平成26年4月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保育所保育料特別徴収決定通知書

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収を決定しましたので通知します。

記

1 対象児童

児童の氏名

2 特別徴収する保育所保育料

児童手当支払期日	特別徴収する保育所保育料	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第5条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長



保育所保育料特別徴収変更通知書

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収する額を変更しましたので通知します。

記

1 対象児童

児童の氏名

2 特別徴収する保育所保育料

児童手当支払期日	特別徴収する保育所保育料	
	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

（天理市立保育所における一時保育に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 天理市立保育所における一時保育に関する条例施行規則（平成16年5月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

天 第 号

年 月 日

様

天理市長



一時保育利用不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一時保育の利用については、審査の結果、次のとおり許可しないことと決定したので通知します。

児 童 氏 名	
却 下 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市学童保育条例施行規則の一部改正)

第8条 天理市学童保育条例施行規則（平成15年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。
様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市長

印

学童保育所入所却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学童保育所への入所については、審査の結果、下記の理由により入所を却下することと決定したので通知します。

児 童 氏 名	
却 下 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第9条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年 3 月天理市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 3 条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第7条の2関係）

受給資格登録停止通知書

第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで受給資格証を交付したひとり親家庭等医療費受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

記

受給者番号		受 給 者	
受給資格登録停止事由			
受給資格登録停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

（注）この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第10条 天理市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第7条の2関係）

受給資格登録停止通知書

第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで受給資格証を交付した〔乳幼児
子ども〕医療費受給
資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

記

受給者番号		受 給 者	
受給資格登録停止事由			
受給資格登録停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

（注）この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

（天理市養育医療の給付に関する規則の一部改正）

第11条 天理市養育医療の給付に関する規則（平成25年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第2条関係）

養育医療不給付決定通知書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申請のありました養育医療の給付について、下記の理由により給付を行わないことを決定しましたので通知します。

記

(理由)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

（老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第12条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和53年9月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

天 第 号

年 月 日

(納入義務者)

様

天理市長

印

決定
老人保護措置費用徴収金 変更 通知書

老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和53年9月天理市規則第14号）第2条の規定による徴収金の額を下記のとおり決定変更しましたから通知します。

なお、徴収金は、毎月分をその月の末日までに別途送付する納入通知書により指定の場所に納入してください。

記

被措置者氏名		施 設 名	
徴 収 金 の 額	年 月分（日割計算）	円	
	年 月分から月額	円	
備 考 (変更の理由)			

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

（天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第13条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

心身障害者医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった心身障害者医療費受給資格証交付（更新）申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第7条の2関係）

受給資格登録停止通知書

第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで受給資格証を交付した心身障害者医療費受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

記

受給者番号		受給者	
受給資格登録停止事由			
受給資格登録停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

（注）この通知書を受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

（天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正）

第14条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月天理市規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 4 条関係）

重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害老人等医療費助
成交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の
翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。
なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決
の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正)

第15条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（昭和52年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

様式第4号（第2条関係）

（表 面）

障害児福祉手当
認定通知書
特別障害者手当

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当 月額	円	支給開始 年 月	年 月から
		有期認定	
支払口座			

年 月 日付けで請求のありました障害児福祉手当の受給資格については、
特別障害者手当
上記のとおり認定しましたので通知します。

この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

様式第 5 号（第 2 条関係）

障害児福祉手当
認定請求却下通知書
特別障害者手当

氏 名	
住 所	天 理 市
却下した理由	

年 月 日付けで障害児福祉手当の認定請求がありましたが、上
特別障害者手当
記のとおり却下しましたので通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

様式第 6 号（第 2 条関係）

障害児福祉手当 支給停止 通知書
 特別障害者手当 支給停止解除
 福祉手当

氏 名	
住 所	天 理 市
（支給停止） （支給停止解除）の理由	
（支給停止） （支給停止解除）の期間	年 月 から 年 月 まで

障害児福祉手当
 の 特別障害者手当 については、上記のとおり、支給停止 しましたの
 福祉手当 支給停止解除

で通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

様式第 7 号（第 2 条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 被災非該当通知書
福 祉 手 当

氏 名	
住 所	
被災状況非 該当の理由	

年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

平成 年 月 日

天理市社会福祉事務所長



様

障害児福祉手当

◎ 翌年 8 月以降について再び 特別障害者手当 を受けようとするときは、翌年の（福祉手当）

8 月 11 日から 9 月 10 日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

（日本工業規格 A 列 4 番）

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第2条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 資格喪失通知書
福 祉 手 当

氏 名	
住 所	
受給資格がなくな った理由	
受給資格がなくな った日	年 月 日

障害児福祉手当
上記のとおり、特別障害者手当の受給資格がなくなりましたので通知します。
福 祉 手 当

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成25年6月天理市規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第 9 条関係）

事業許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり
決定したので通知します。

決 定 の 区 分	許 可 ・ 不 許 可
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 の 条 件	
不 許 可 の 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 8 条関係）

持ち去り等禁止命令書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

あなたは、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）第22条第 2 項の規定に違反したので、同条第 3 項の規定により、市長が集積場所として認めた場所に排出された資源物（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 8 条第 1 項に規定する物）を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第61条第 1 号の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

条例第22条第 2 項の規定に違反した事実等

日 時	年 月 日 時 分
場 所	天理市 町
違反行為	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第32条、第42条関係）

不 許 可 通 知 書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった ・ 一般廃棄物収集運搬業
・ 一般廃棄物処分業 の
・ 浄化槽清掃業

- ・ 許可
 - ・ 許可の更新
 - ・ 事業範囲の変更の許可
- については、次の理由により許可できないので通

知します。

（不許可の理由）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

様式第29号及び様式第30号を次のように改める。

様式第29号（第35条関係）

許 可 取 消 書

第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業
（収集運搬業・処分業）は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条
例施行規則第35条の規定により、次の理由により許可を取り消します。

（取消しの理由）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌
日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告とし
て、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした
ときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し
て6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。
なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっ
ても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え
を提起することができなくなります。

様式第30号（第35条関係）

事 業 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業
（収集運搬業・処分業）は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条
例施行規則第35条の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができ
ます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の
翌日から起算して6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。
なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内であっても、当該裁決
の日の翌日から起算して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正)

第18条 天理市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成14年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第13条関係）

墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付で申請のあった墓地（納骨堂・火葬場）の（経営・変更・廃止）については、次の理由により許可しないので通知します。

墓地、納骨堂又は火葬場	名 称	
	所 在 地	
不 許 可 理 由		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

（天理市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正）

第19条 天理市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年 9 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

法定外公共物占用許可（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の占用については、天理市法定外公共物管理条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により次のとおり許可することと決定したので、通知します。

法定外公共物の種類				
占用の目的				
占用の場所				
工事の 施工業者	名 称 所在地 連絡先 電話			
占用物件	名 称	規 模	数 量	構 造
占用の期間	年 月 日～ 年 月 日			
工事の 施工期間	年 月 日～ 年 月 日			
占用料の額	円			
許可の条件				
却下の理由				

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第2条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

法定外公共物工事等許可（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の工事等については、天理市法定外公共物管理条例施行規則第2条第3項の規定により次のとおり許可することと決定したので、通知します。

法定外公共物の種類	
工事等の目的	
工事等の場所	
工事等の 施 工 業 者	名 称 所在地 連絡先 電話
工事等の 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事等の概要	
許可の条件	
却下の理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 3 条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

法定外公共物占用等変更許可（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の占用等許可事項の変更については、天理市法定外公共物管理条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により次のとおり 許可 却下 することと決定したので、通知します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 天 第 号
法定外公共物の種類	
占用等の場所	
占用等の期間	年 月 日～ 年 月 日
変更の内容	
許可の条件	
却下の理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

法定外公共物占用等更新許可（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の占用等の更新については、天理市法定外公共物管理条例施行規則第4条第2項の規定により次のとおり 許可 却下 することと決定したので、通知します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 天 第 号			
法定外公共物の種類				
占用等の場所				
占用物件	名 称	規 模	数 量	構 造
更新の期間	年 月 日～ 年 月 日			
占用料の額	円			
許可の条件				
却下の理由				

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第 5 条関係）

法定外公共物占用料減免決定（却下）通知書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物占用料の減免については、天理市法定外公共物管理条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により次のとおり減免する減免しない ことと決定したので、通知します。

法定外公共物の種類	
占用の目的	
占用の場所	
占用の期間	年 月 日～ 年 月 日
減免前の 占 用 料	円
減 免 の 額	円
占 用 料	円
却 下 の 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市営住宅条例施行規則の一部改正)

第20条 天理市営住宅条例施行規則（平成9年12月天理市規則第44号）の一部を次のように改正する。
様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第20条関係）

市営住宅明渡し請求書

年 月 日

様

天理市長

印

市営住宅建替事業に伴い、現在あなたが入居している下記の住宅を明渡し期限までに明け渡していただきますよう請求します。

なお、期限までに明渡しが完了しない場合は、現在居住している住宅の入居資格を取り消すだけでなく、建替後の住宅への再入居及び他の市が設置する住宅への入居を認めません。

記

明 渡 し 請 求 住 宅 名	
明 渡 し 期 限	年 月 日

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(天理市風致地区条例施行規則の一部改正)

第21条 天理市風致地区条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条関係）

風致地区内行為許可書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった風致地区内行為については、天理市風致地区条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり許可します。

行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 1 許可を受けた行為の期間中、許可標識を設置してください。

2 本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行ってください。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 3 条関係）

風致地区内行為変更許可書

天 第 号

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった風致地区内行為許可の内容
変更については、天理市風致地区条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、次
のとおり許可します。

変更前許可年月 日及び許可番号	
行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったこと
を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの
訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対
する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の
取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日
の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を
経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

(天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第22条 天理市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（平成25年 3 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為許可書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった歴史的風土特別保存地区内行為については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項の規定により、次のとおり許可します。

行 為 地	
行 為 内 容	
許 可 条 件	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 許可を受けた行為の期間中、許可標識を設置してください。

2 本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行ってください。

様式第4号（第3条関係）

歴史的風土特別保存地区内行為不許可通知書

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった歴史的風土特別保存地区内における行為については次のとおり許可基準に適合しないため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第2項の規定により、許可しません。

行 為 地	
行 為 内 容	
不 許 可 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

(天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則（平成27年3月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長

印

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
幼 稚 園 の 名 称	
減 免 理 由	
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 額	円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日 掲示済)

天理市債権管理条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市債権管理条例（平成27年 9 月天理市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生日、当初の履行期限及び督促の状況
- (5) 消滅時効に関する事項
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(徴収職員)

第3条 市長は、条例第7条に規定する滞納処分等に従事させるため、徴収職員を置く。

2 市長は、職員のうちから徴収職員を任命し、当該職員に対して天理市強制徴収公債権徴収職員証（別記様式。以下「徴収職員証」という。）を交付する。この場合において、徴収職員の任命は、辞令を用いることなく、徴収職員証の交付により行うものとする。

3 徴収職員は、条例第7条に規定する滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは搜索に従事する場合は、徴収職員証を携行し、徴収職員証について関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(強制執行等までの期間)

第4条 条例第8条第1項に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(債権の放棄)

第5条 条例第9条第3号に規定する著しい生活困窮状態とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けるべき要件を満たしていることをいう。

2 条例第9条第5号に規定する相当の期間は、消滅時効の期間が3年以下の債権にあっては当該債権の消滅時効の期間とし、3年を超える債権にあっては、3年とする。

(議会への報告)

第6条 市長は、条例第9条の規定により債権を放棄したときは、議会の全体協議会において、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の金額
- (3) 債権を放棄した理由

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）

（表）

第 号	天理市強制徴収公債権
写 真	徴 収 職 員 証
	所 属
	氏 名
	年 月 日生
年 月 日発行	
天理市長	
印	

（裏）

1	本証は、市の強制徴収公債権の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証は、市の強制徴収公債権の徴収事務に従事する職員でなくなったときは、直ちに市長に返還しなければならない。

（平成28年 3 月31日揭示済）

天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

天理市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（市長が定める助成金控除額）

第3条の2 条例第3条第3号に規定する額は、就学児に係る外来療養について、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに1,000円とする。
様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 3 条関係）

(表)

子ども医療費受給資格証									
公費負担者番号									
受給者番号									
住所									
受給者氏名		(養育者氏名)							
生年月日		年		月	日	から			
有効期間		年		月	日	まで			
発行機関及び									
交付年月日		年		月	日				
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ申請してください。									

(裏)

注意事項	
1	この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証です。大切に保持してください。
2	保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証（被保険者証）に添えてこの証を必ず窓口に出してください。
3	福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定証を必ず本受給資格証に添えて窓口に出してください。
4	受給者の資格がなくなるときは、速やかにこの証を市長に返してください。
5	氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
6	加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
7	この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
8	不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。
有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返還してください。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている幼児医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年 3 月31日 掲 示 済)

天理市地域包括ケア広場条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市地域包括ケア広場条例施行規則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、天理市地域包括ケア広場条例（平成28年 3 月天理市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休場日)

- 第 2 条 天理市地域包括ケア広場（以下「広場」という。）の使用時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- 2 広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

(遵守事項)

- 第 3 条 条例第 6 条に規定する遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けないで、はり紙その他の掲示又は物品の販売等をしないこと。

(2) 広場内は禁煙とし、火気を使用しないこと。

(3) 広場を不潔にしないこと。

(4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他広場の管理者の指示に従うこと。

(その他)

- 第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日 掲 示 済)

天理市消費生活センターに関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市消費生活センターに関する条例施行規則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、天理市消費生活センターに関する条例（平成28年 3 月天理市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談業務の実施日及び実施時間)

- 第 2 条 天理市消費生活センター（以下「センター」という。）における相談業務は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年 1 月 3 日までの期間を除く、月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後 0 時45分から午後 4 時までに実施

する。

(消費生活相談員)

第3条 センターには、2名の消費生活相談員（以下「相談員」という。）を配置するものとする。

2 相談員の任期は、3年とする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員証)

第4条 市長は、相談員に対し、その資格を明らかにするため、天理市消費生活相談員証（別記様式。以下「相談員証」という。）を交付する。

2 相談員は、相談員の職を辞任し、又は解職されたときは、直ちに相談員証を返還しなければならない。

3 相談員は、職務の執行に当たり相談員であることを示す必要があるときは、相談員証を掲示しなければならない。

(相談等の記録)

第5条 相談員は、相談等の内容、処理の結果その他必要な事項を記録し、保管するものとする。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、市長公室市民協働推進課で行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

（表）

第 号	契 印	
天理市消費生活相談員証		
氏 名		
年 月 日 生		
年 月 日交付		
任期	年 月 日から 年 月 日まで	
天理市長		印

（裏）

注 意	
1.	この証は、常時携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。
2.	この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3.	記載事項に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。
4.	この証を紛失したとき、又は損傷したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。
5.	辞任したときは、直ちに返還しなければならない。

（平成28年 3 月31日揭示済）

天理市トレイルセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市トレイルセンター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市トレイルセンター条例施行規則（平成12年 3 月天理市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成12年 3 月天理市条例第18号」を「平成28年 3 月天理市条例第24号」に改める。

第 2 条第 1 項中「市長が必要と認めるときは、」を「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 センターは、年中無休とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

天理市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

天理市営住宅条例施行規則（平成9年12月天理市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 3 条関係）

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

希望住宅名_____

1 申込者

氏 名										
個人番号										
現住所										
電話番号					郵便番号					

2 勤務先の所在地_____

勤務先名_____電話番号_____

3 同居者（申込者本人も記載すること。）

氏 名 個人番号	生 年 月 日	年齢	続柄	職業・勤務先	過去 1 年間の所得額
			本人		

同居者以外の扶養親族（所得税法上扶養している人）_____人

（住所_____氏名_____）（住所_____氏名_____）

4 住宅に困っている事情 （該当するものに○印 を付けてください。）	1 住居が狭い	5 保安上危険である
	2 立ち退き請求を受けている	6 衛生上有害である
	3 結婚等による別居	7 通勤に不便である
	4 家賃が高額である	8 その他（ ）

上記のとおり申し込みます。

年 月 日

天理市長 様

平成28年4月10日 日曜日

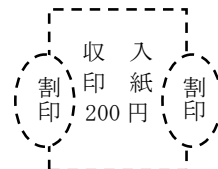
天理市公報

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第 6 号（第 5 条関係）

請

書



住 宅 所 在 地 天理市_____町_____番地
住宅名及び号数 _____第_____号

年 月 日付けで上記の住宅への入居の決定を受けましたが、その使用に関しては、天理市営住宅条例及び天理市営住宅条例施行規則の規定に従います。

また、下記の事項に該当する場合は、住宅の明渡し請求及び損害賠償の請求に異議なく応じることを約束します。

なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

記

- 1 家賃を 3 月分以上滞納した場合
- 2 住宅又は共同施設に故意に損傷を与えた場合
- 3 住宅を他の者に貸し、又は市長の承認を受けずに他の者を居住させた場合
- 4 市長の承認を受けずに、住宅の模様替え又は増改築を行った場合
- 5 市長に届出をしないで、住宅を15日以上空家状態で放置し、又は住宅を物置等住居以外の目的に使用した場合
- 6 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

年 月 日

天理市長 様

入居決定者 氏 名_____⑩

連帯保証人 住 所_____

氏 名_____実印

生年月日_____年_____月_____日

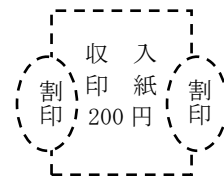
入居者との関係_____

連 絡 先_____

※ 添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書

様式第7号（第6条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 届 出 書



住 宅 所 在 地 天理市_____町_____番地

住宅名及び号数 _____第_____号

連帯保証人を下記の者に変更したいので、届け出ます。

なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

記

連帯保証人 住 所_____

氏 名_____



生年月日_____年_____月_____日

入居者との関係_____

連 絡 先_____

変更の理由_____

年 月 日

天理市長 様

入居者氏名_____⑩

※ 添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書

様式第8号（第7条関係）

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

住 宅 名 _____

入居者氏名 _____

個 人 番 号 _____

下記の者について承認を受けたいので、申請します。

	氏 名 ----- 個 人 番 号	生 年 月 日	年 齢	入居者 と の 続 柄	現 住 所	過去1年間 の 所 得
同 居 希 望 者						
同居希望 の 理 由						

添付書類

- 1 同居希望者の所得を証明する書類（課税証明書、非課税証明書等）
- 2 その他市長が必要と認める書類（入居者と同居希望者との続柄を証する書類等）

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号（第 9 条関係）

市 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者氏名 _____ ⑩

下記の住宅について、入居承継の承認を受けたいので、申請します。

記

住宅名 _____ 第 _____ 号

入 居 者	氏 名	
	個 人 番 号	
承継しよう とする者	氏 名	
	個 人 番 号	
	生 年 月 日	
	入居者との続柄	
	過去 1 年間の所得額	
承継の理由 _____ _____ _____		

添付書類

- 1 請書（連帯保証人の署名押印（印鑑登録を受けている印鑑）したもの）
- 2 その他市長が必要と認める書類（入居者と承継しようとする者の続柄を証する書類等）

（注意事項）

申請は、入居者が行ってください。ただし、入居者が死亡している場合は、承継をしようとする者が行ってください。

様式第11号（第10条関係）

所得報告書

年 月 日

天理市長 様

住 宅 名	氏 名（入居者）	印 鑑

公営住宅法及び天理市営住宅条例の規定により、私及び同居人の前年（ 年 1 月 1 日から 年 12 月 31 日）の収入を次のとおり報告します。

続柄	氏 名 ----- 個人番号	生年月日	同居 区分	職業 勤務先	所得 区分	収入金額	特別控除
本人					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7
					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7
					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7
					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7
					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7
					1・2・3		1・2・3・4 5・6・7

※提出期限 年 月 日

(注意事項)

- 1 本人及び同居者の続柄、氏名、個人番号及び生年月日並びに所得のある方は職業、勤務先、所得区分、収入金額及び特別控除を記入してください。
- 2 所得区分欄には、該当する番号全てに○印をつけてください。
(1. 給与所得 2. 年金収入 3. 事業所得・その他所得等)
- 3 特別控除欄には、該当する番号全てに○印をつけてください。
(1. 老人扶養控除 2. 特定扶養控除 3. 障害者控除 4. 特別障害者控除 5. 寡婦控除
6. 寡夫控除 7. 老人控除対象配偶者控除)
- 4 この収入申告書は、上記提出期限までに提出されるようお願いします。

※ 手続の際には、窓口に通通知カード又は個人番号カードを持参してください。個人番号カードを取得されていない方は、本人確認のため、運転免許証等の身分証明書を持参してください。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日 掲示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(平成28年 3 月31日 掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中

「総合政策課 統括係

企画室 企画係

を

行政経営室 行政経営係 ファシリティマネジメント係」

「総合政策課 企画政策係 行政経営係 ファシリティマネジメント係」に改め、同条健康福祉部の項中

「健康推進課 健康推進係

を

地域医療推進室 地域医療推進係」

「健康推進課 健康推進係 地域医療推進係」に改め、同条環境経済部の項中「環境政策課 環境対策係 環境企画係」を「環境政策課 環境政策係」に改め、「建設企画課 建設企画係」を削り、「業務課 管理係 施設整備係 業務係」を「環境業務課 総務係 施設係 業務係」に改める。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（総合政策課の事務）

第 4 条の 2 総合政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

企画政策係

（1）まちづくりに関する企画、調整及び推進に関すること。

（2）行政各部門間の総合調整に関すること。

（3）天理駅前広場の管理及び使用許可に関すること。

（4）コミュニティバス及びデマンド交通に関すること。

（5）交通に係る各関係機関・団体との総合調整に関すること。

（6）運輸に関すること。

（7）交通行政課題等への対応に関すること。

- (8) 空家等（特定空家等を除く。）対策に関する事。
- (9) その他特命による重要事項に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

行政経営係

- (1) 総合計画に関する事。
- (2) 重要な政策の企画、推進及び総合調整に関する事。
- (3) 広域行政に関する事。
- (4) 地域再生及び構造改革特区に関する事。
- (5) 総合教育会議に関する事。
- (6) 行政経営に関する事。
- (7) 行政組織及び事務分掌に関する事。
- (8) 行政改革の推進に関する事。
- (9) 事務改善に関する事。
- (10) 行政評価に関する事。
- (11) 指定管理者制度に関する事。

ファシリティマネジメント係

- (1) 公有財産の総合企画に関する事。
- (2) 公有財産の活用に関する事。
- (3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関する事。

第5条の2に次の1号を加える。

- (10) 消費者行政の調査及び企画に関する事。

第7条文書行政係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 行政不服審査に関する事。

第7条総務係の項中第7号を次のように改める。

- (7) 統計（農林業センサスを除く。）に関する事。

第10条の2地域安全課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを削る。

第14条福祉医療係の項第1号中「老人」を「重度心身障害老人等」に改める。

第16条中第7号を第9号とし、第1号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 重要な文化行政施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 重要な文化行政施策の調査及び研究に関する事。

第16条の2中「所掌事務」を「事務分掌」に改める。

第20条健康推進係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、同条第2項を削り、同条に次の1項を加える。

地域医療推進係

- (1) 天理市立メディカルセンターに関する事。
- (2) 旧天理市立病院の清算業務に関する事。
- (3) 休日応急診療運営協議会に関する事。
- (4) 保健センター及び休日応急診療所の管理運営に関する事。

第21条中「環境対策係」を「環境政策係」に改め、同条環境政策係の項中第10号を削り、第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 環境施策の企画及び推進に関する事。
- (11) 地球温暖化対策に関する事。
- (12) 再生可能エネルギーに関する事。
- (13) 部の庶務に関する事。

第21条環境企画係の項を削る。

第25条産業振興係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第25条の2を次のように改める。

（環境業務課の事務）

第25条の 2 環境業務課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) ごみ減量化及び資源リサイクルの啓発及び促進に関すること。
- (2) 一般廃棄物に係る山辺広域市町村圏の調整に関すること。
- (3) 焼却残渣の処分地対策に関すること。
- (4) ごみ処理手数料に関すること。
- (5) し尿処理手数料に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業者の許可に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業者の許可に関すること。
- (8) ごみ集積場に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (10) 家庭ごみ有料化に係る調査、研究及び企画に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

施設係

- (1) ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (2) ごみ処理作業用器材の管理に関すること。
- (3) 山辺広域埋立処分地に関すること。
- (4) し尿処理施設に関すること。
- (5) し尿収集委託業者との調整に関すること。
- (6) 浄化槽清掃業者の指導に関すること。

業務係

- (1) 一般廃棄物処理業者の指導に関すること。
- (2) ごみの収集、運搬及び処理に関すること。
- (3) ごみ収集委託業者との調整に関すること。
- (4) ごみの再資源化及び再利用に関すること。
- (5) 小動物の死体処理に関すること。
- (6) し尿の収集、運搬及び処理に関すること。
- (7) し尿処理手数料の徴収に関すること。

第25条の 3 を削る。

第26条管理係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第28条企画係の項に次の 1 号を加える。

- (9) 特定空家等の対策に関すること。

第38条の 2 の見出しを「(主任主査等)」に改め、同条中「主査」を「主任主査、主査、主任主事」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則(昭和45年 3 月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中市長公室総合政策課企画室の項を削り、

「

健康福祉部健康 推進課	課長	健康福祉部健康推進課	(現)健康推進係 長
----------------	----	------------	---------------

健康福祉部健康 推進課地域医療 推進室	担当課長	健康福祉部健康推進課地域 医療推進室	(現) 地域医療推進 係長及び係員
---------------------------	------	-----------------------	----------------------

を
「

健康福祉部健康 推進課	課長	健康福祉部健康推進課	(現) 健康推進係長 (現) 地域医療推進 係長及び係員
----------------	----	------------	------------------------------------

」に、

「

環境経済部業務 課	課長	環境経済部業務課	(現) 管理係長及び 係員 (現) 業務係長及び 係員
--------------	----	----------	--------------------------------------

」

を
「

環境経済部環境 業務課	課長	環境経済部環境業務課	(現) 総務係長及び 係員 (現) 業務係長及び 係員
----------------	----	------------	--------------------------------------

」

に改める。

別表第2中総合政策課企画室担当課長の項を削り、

「

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 総務係長及び係員

」

を
「

総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	行政不服審査法に基づく提出書類等の写し等の交付及び主張書面等の写し等の交付に係る手数料の収納	
	公有財産、財産区財産等に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 総務係長及び係員

に、
「

文化振興課長	文化センターの使用料の収納	(現) 文化振興係長 及び係員
	市民会館の使用料の収納	

を
「

文化振興課の課長 (文化センター及 び市民会館担当課 長)	所管に係る徴収金の収納	(現) 文化振興係長 及び係員
	文化センターの使用料の収納	
	市民会館の使用料の収納	

に、
「

健康推進課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 健康推進係 長
健康推進課地域医 療推進室担当課長	所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 地域医療推進 係長及び係員

を
「

健康推進課長	所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 健康推進係長 (現) 地域医療推進 係長及び係員
--------	------------------	------------------------------------

に、
「

業務課長	所管に係る手数料の収納	(現) 管理係長及び 係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 業務係長及び 係員

を
「

環境業務課長	所管に係る手数料の収納	(現) 総務係長及び 係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 業務係長及び 係員

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

児童福祉法に基づく身体障害児補装具交付等実施規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

児童福祉法に基づく身体障害児補装具交付等実施規則を廃止する規則
児童福祉法に基づく身体障害児補装具交付等実施規則（平成12年 3 月天理市規則第17号）は、廃止する。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年 3 月31日揭示済）
天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則
天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則（平成26年 4 月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「第22条の 4」を「第22条第 1 項」に改める。
第 5 条第 1 項中「第22条の 4 第 2 項」を「第22条第 2 項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年 3 月31日揭示済）
天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則
天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項及び第 3 項中「主任」を「教頭」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年 3 月31日揭示済）
身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則
身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（昭和62年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。
第 5 条から第10条までを削り、第11条を第 5 条とする。
別表を削る。
様式第 4 号から第12号までを削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

（平成28年 3 月31日揭示済）
天理市訓令甲第 2 号
天理市要介護認定調査員規程（平成23年 3 月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第9条第1項第2号の表中

「

市内	福住・山田地区以外	2,700円
	福住・山田地区	3,200円

」

を

「

市内	一律	3,000円
----	----	--------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日 掲示済)

天理市訓令甲第3号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第3条第20号中「並びに会計管理者」を削る。

別表1備考を次のように改める。

備考 規則第2条に規定する室及び文化振興課における文化センター及び市民会館に係る事務（以下「文化センター等事務」という。）を担当する課長を置く場合にあっては、当該室及び文化センター等事務に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表2総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	重要な資料の収集及び作成		主要企画に係る重要な資料の収集及び作成に関すること。
	総合調整	各行政部門の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。	
	特命事項の調整及び立案	特命事項の調整及び立案に関すること。	
	交通対策	交通対策の企画に関すること。	交通対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
	コミュニティバス	コミュニティバスの運行に関すること。	コミュニティバスに係る調査及び研究に関すること。
	広域行政の調査及び研究	広域行政の調査及び研究に関すること。	
	総合教育会議	総合教育会議に関すること。	
	行政改革	行政改革に係る調査、企画及び実施に関すること。	行政改革に係る軽易な調査及び研究に関すること。
	事務改善	事務改善の調査及び企画に関すること。	

別表2 総合政策課企画室の項及び総合政策課行政経営室の項を削り、同表市民協働推進課の項中

「

ボランティアセンターの管理及び運営		ボランティアセンターの管理及び運営に関すること。
-------------------	--	--------------------------

を

」

「

ボランティアセンターの管理及び運営		ボランティアセンターの管理及び運営に関すること。
消費者行政	消費者行政に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	

に改め、

」

同表総務課の項中

「

国勢調査		国勢調査の実施に関すること。
------	--	----------------

を

」

「

統計		統計指導員及び調査員の推薦に関すること。 指定統計（農林業センサスを除く。）の実施に関すること。
----	--	---

に改め、

」

同表地域安全課の項中

「

防犯灯		防犯灯の設置に関すること。
交通対策	交通対策の企画に関すること。	交通対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
コミュニティバス	コミュニティバスの運行に関すること。	コミュニティバスに係る調査及び研究に関すること。
放置自転車等		放置自転車等の移動、保管、処分等に関すること。

を

」

「

防犯灯		防犯灯の設置に関すること。
放置自転車等		放置自転車等の移動、保管、処分等に関すること。

に改め、

」

同表保険医療課の項中

「

国民健康保険料の賦課及び徴収	国民健康保険料の賦課及び減免並びに調定に関する事 国民健康保険料の還付命令に関する事 国民健康保険料その他徴収金の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収に関する事 国民健康保険料その他徴収金の滞納処分 の決定及び停止に関する事。	国民健康保険料の課税標準額の決定及び更正に関する事。 国民健康保険料の延滞金の軽減及び免除に関する事。 国民健康保険料その他徴収金の督促状その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に関する事。 国民健康保険料の過誤納金の還付及び充 当の通知に関する事。 国民健康保険料の徴収の受託及び嘱託に 関する事。
----------------	--	---

を

「

国民健康保険料の賦課及び徴収	国民健康保険料の賦課及び減免並びに調定に関する事 国民健康保険料の還付命令に関する事 国民健康保険料その他徴収金の滞納処分 の決定及び停止に関する事。	国民健康保険料の課税標準額の決定及び更正に関する事。 国民健康保険料の延滞金の軽減及び免除に関する事。 国民健康保険料その他徴収金の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収に関する事。 国民健康保険料その他徴収金の督促状その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に関する事。 国民健康保険料の過誤納金の還付及び充 当の通知に関する事。 国民健康保険料の徴収の受託及び嘱託に 関する事。
----------------	--	--

に、

「

後期高齢者医療保険料の徴収	後期高齢者医療保険料の調定に関する事。	後期高齢者医療保険料の延滞金の軽減及び免除に関する事。
---------------	---------------------	-----------------------------

を

	後期高齢者医療保険料の還付命令に関する こと。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の納期限の延長及び繰上徴収に関する こと。 後期高齢者医療保険料その他の徴収金の滞納処分 の決定及び停止に関する こと。	と。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の督促状その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に関する こと。 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充 当の通知に関する こと。 後期高齢者医療保険料の徴収の受託及び嘱託に 関する こと。
--	--	---

「

後期高齢者医療保険料の徴収	後期高齢者医療保険料の調定に関する こと。 後期高齢者医療保険料の還付命令に関する こと。 後期高齢者医療保険料その他の徴収金の滞納処 分の決定及び停止に関する こと。 後期高齢者医療保険料の調定に関する こと。	後期高齢者医療保険料の延滞金の軽減及び免 除に関する こと。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の督促状 その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に 関する こと。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の納期限 の延長及び繰上徴収に関する こと。 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び 充 当の通知に関する こと。 後期高齢者医療保険料の徴収の受託及び嘱託 に 関する こと。 後期高齢者医療保険料の延滞金の軽減及び免 除に関する こと。
---------------	--	---

に、

「老人」を「重度心身障害老人等」に改め、同表文化振興課の項を次のように改める。

	重要な文化行政施策の企画及び推進	重要な文化行政施策の企画及び推進に 関する こと。	
--	------------------	---------------------------------	--

文化振興課	重要な文化行政施策の調査及び研究		重要な文化行政施策の調査及び研究に関すること。
	文化センター及び市民会館の事業の企画及び推進	文化センター及び市民会館の事業の企画及び推進に関すること。	
	文化センター及び市民会館の事業の調査及び研究		文化センター及び市民会館の事業の調査及び研究に関すること。
	文化センター及び市民会館の使用許可		文化センター及び市民会館の使用許可に関すること。
	文化センター及び市民会館の使用料の減免	文化センター及び市民会館の使用料の減免に関すること。	

別表2 健康推進課の項中

「

保健事業（医療を除く。）	母子保健法、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び食育基本法に基づく保健事業の計画に関すること。	母子保健法、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び食育基本法に基づく保健事業の実施に関すること。
--------------	--	--

を

」

「

保健事業（医療を除く。）	母子保健法、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び食育基本法に基づく保健事業の計画に関すること。	母子保健法、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び食育基本法に基づく保健事業の実施に関すること。
メディカルセンター		メディカルセンターの運営に係る調整に関すること。
旧市立病院の清算業務		旧市立病院の清算業務に係る簡易な文書の作成に関すること。

に改め、

」

同表健康推進課地域医療推進室の項を削り、同表産業振興課の項中

「

計量		計量思想の啓発及び計量器の検査に関すること。
消費者行政	消費者行政に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	

企業誘致	企業誘致の企画に すること。	
雇用の促進及び労政	雇用の促進及び労政 にすること。	
関係団体	商工業団体に すること。	
統計		統計指導員及び調査 員の推薦にすること。 指定統計（国勢調査 及び農林業センサス を除く。）の実施に すること。
関係団体	観光関係団体に すること。	

を

「

計量		計量思想の啓発及び 計量器の検査に すること。
企業誘致	企業誘致の企画に すること。	
雇用の促進及び労政	雇用の促進及び労政 にすること。	
商工関係団体	商工関係団体に すること。	
観光関係団体	観光関係団体に すること。	

に改め、

」

同表建設企画課の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 規則第2条に規定する室及び文化振興課における文化センター及び市民会館に係る事務（以下「文化センター等事務」という。）を担当する課長を置く場合にあっては、当該室及び文化センター等事務に係る専決事項については、当該課長限りで専決するものとする。

別表3中「業務課」を「環境業務課」に改め、同表業務課の項中

「

し尿処理施設			し尿処理施設の 管理にすること。
--------	--	--	---------------------

を

」

「

し尿処理施設			し尿処理施設の 管理にすること。
一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画の 企画及び立案に すること。	一般廃棄物処理基本計画の 調整にすること。	一般廃棄物基本 計画に係る資料 の収集及び作成 にすること。

に改める。

家庭ごみ有料化	家庭ごみ有料化に係る企画及び立案に関すること。	家庭ごみ有料化に係る調整に関すること。	家庭ごみ有料化に係る調査及び研究に関すること。
---------	-------------------------	---------------------	-------------------------

附 則

この規程は平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市訓令甲第 4 号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

別表中「 会計管理者」を削る。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市訓令甲第 5 号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

別表第 2 環境経済部の項中「業務課長」を「環境業務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市訓令甲第 6 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

別表中「 会計管理者」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市訓令甲第 7 号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成 4 年 6 月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第17条第 5 項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 6 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認める場合には、支給日以外の日に賃金等を支給することができる。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

告 示

(平成28年 3 月 7 日揭示済)

天理市告示第77号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平28年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成28年 3 月 4 日

保護場所 天理市岩屋町

種類 トイ・ポトル

性別 雄

毛色 茶

体格 小

首輪 青色デニム地

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

（平成28年 3 月 7 日 掲示済）

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 3 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成28年 3 月 7 日から平成28年 5 月 6 日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - （2）返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - （1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - （2）移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成28年 3 月 8 日 掲示済）

天理市告示第79号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 3 月 8 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 3 月 8 日 揭示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月 8 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月 8 日から平成28年 5 月 7 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月 9 日 揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月 9 日から平成28年 5 月 8 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月10日 揭示済)

天理市告示第82号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7 月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 3 月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 3 月10日 揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月10日から平成28年 5 月 9 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月11日 揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月11日から平成28年 5 月10日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月14日 揭示済)

天理市告示第85号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書

を公衆の縦覧に供する。
平成28年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画
東井戸堂南地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
天理市東井戸堂町及び西井戸堂町の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内

(平成28年 3 月14日 揭示済)

天理市告示第86号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月14日から平成28年 5 月13日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月14日 揭示済)

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 3 月14日
- 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町342番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月14日から平成28年 5 月13日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 3 月15日揭示済)

天理市告示第88号

地方自治法第260条の2 第11項の規定により、東井戸堂町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年 3 月15日

天理市長 並 河 健

変更する告示事項 区域の変更

変更内容

(変更前)

第3条(区域)

本会の区域は、天理市東井戸堂町328番1～330番2、345番1～353番7（ただし、348番2、349番2を除く）、357番1～358番10（ただし、357番2～357番4、358番2～358番5を除く）、361番1～361番13（ただし、361番2～361番6を除く）、412番1～424番25、426番1～442番21、443番7～461番16（ただし、444番1を除く）までの区域とする。

(変更後)

第3条(区域)

本会の区域は、天理市東井戸堂町328番1～330番2、345番1～353番7（ただし、348番2、349番2を除く）、357番1～358番10（ただし、357番2～357番4、358番2～358番5を除く）、361番1～361番13（ただし、361番2～361番6を除く）、412番1～424番25、426番1～442番21、443番1～461番16までの区域とする。

附 則 この規約は許可のあった平成28年3月15日から施行する。

規約変更認可年月日 平成28年3月15日

(平成28年 3 月15日揭示済)

天理市告示第89号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年 3 月15日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成28年 3 月15日から平成28年 5 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 3 月16日揭示済)

天理市告示第90号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日

平成28年 3 月16日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月16日から平成28年 5 月15日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月17日揭示済)

天理市告示第91号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月17日から平成28年 5 月16日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月17日揭示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 3 月17日
- 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町514番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月17日から平成28年 5 月16日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 3 月17日 揭示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月17日
 - 3 移動対象区域
天理市岩室町先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月17日から平成28年 5 月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月18日 揭示済)

天理市告示第94号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月18日から平成28年 5 月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月22日 揭示済)

天理市告示第95号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第1 9 2号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 3 月22日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 3 月22日 揭示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月22日から平成28年 5 月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月23日 揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月23日から平成28年 5 月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28 年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第98号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので

告示する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除去日	保管開始日	保管場所
1	不動産	立看板	5	櫛本町	H28. 3. 11	H28. 3. 11	市役所地下 駐車場
2	(株)明日香不動産	のぼり	2	櫛本町			
3	不動産	立看板	1	東井戸堂町	H28. 3. 16	H28. 3. 23	
4	不動産	立看板	1	田町	H28. 3. 17	H28. 3. 17	
連絡先 天理市建設部まちづくり計画課					0743-63-1001（内線330）		

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月24日から平成28年 5 月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天理市告示第100号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 3 月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天理市告示第101号

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

平成28年 3 月25日

天理市長 並 河 健

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

山添村消費生活相談事業の事務の委託に関する規約（平成23年 3 月天理市告示第90号）の一部を次のよ

うに変更する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月25日揭示済)

天理市告示第102号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月25日から平成28年5月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月28日揭示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月28日から平成28年5月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月29日揭示済)

天理市告示第104号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次の

とおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において
公衆の縦覧に供します。

平成28年 3 月29日

天理市長 並 河 健

面積	備考
約64.36ha	地区数309か所

(平成28年 3 月29日 揭示済)

天理市告示第107号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月29日から平成28年 5 月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月30日 揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月30日から平成28年 5 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月31日 揭示済)

天理市告示第109号

天理市道路線の認定及び変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり市道の路線を認定及び変更する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

記

路線認定の部

路線番号	路線名	起終点	主なる 経過地	摘 要
771号	東井戸堂北5号線	起点 東井戸堂町市道480号分岐 終点 東井戸堂町432番11先		
772号	東井戸堂北6号線	起点 東井戸堂町市道480号分岐 終点 東井戸堂町456番13先		
773号	中町天理団地22号線	起点 小路町市道11号分岐 終点 小路町市道607号合接		
774号	田部北1号線	起点 田部町市道3号分岐 終点 田部町市道3号合接		

路線変更の部

路線番号	新旧 別	路線名	起終点	主なる 経過地	摘 要
655号	旧	勾田櫟本南線	御経野町市道154号分岐 終点 守目堂町市道33号合接		
	新	勾田櫟本南線	起点 勾田町市道36号分岐 終点 守目堂町市道33号合接		起点の 変更

(平成28年 3 月31日掲示済)

天理市告示第110号

市道の区域決定及び供用開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり道路の区域決定及び供用開始を行う。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

記

- 1 道路の種類 市道
2 区域決定の区間

路線番号	路 線 名	起 終 点	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	摘 要
771号	東井戸堂北5号線	東井戸堂町432番17先(市道480号分岐)から 東井戸堂町432番11先まで	6.00～ 8.00	108.00	
772号	東井戸堂北6号線	東井戸堂町456番1先(市道480号分岐)から 東井戸堂町456番13先まで	6.00 ～ 8.00	106.00	

773号	中町天理団地22号線	小路町52番19先(市道11号分岐)から 小路町52番4先(市道607号 合接)まで	4.00 ~ 6.00	58.00	
774号	田部北1号線	田部町314番1先(田部町市道3 号分岐)から 田部町314番11先(田部町市道3 号合接)まで	6.00 ~ 6.00	69.00	
655号	勾田櫟本南線	御経3野町52番11先(市道36号分 岐)から 守目堂町162番2先(守目堂町市 道33号合接)まで	16.00 ~ 16.40	565.48	

3 供用開始の理由

道路区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日

平成28年 3 月31日

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市告示第111号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱(平成27年 3 月天理市告示第111号)の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第13条関係）

精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付で申請のあった精神障害者医療費受給資格
証交付（更新）申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年4月10日 日曜日

天理市公報

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第25条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格
（後期高齢者）認定（更新）申請については、下記の理由により却下したので
通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日 揭示済)

天理市告示第112号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 3 月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 3 月31日から平成28年 5 月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 3 月31日 揭示済)

天理市告示第113号

平成28年 3 月24日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計予算、平成28年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成28年度天理市介護保険特別会計予算、平成28年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成28年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成28年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成28年度天理市水道事業会計予算及び平成28年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

平成28年度天理市一般会計予算

平成28年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,610,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 市税		7,440,076 千円
	1 市民税	3,001,943
	2 固定資産税	3,338,646
	3 軽自動車税	147,850
	4 市たばこ税	446,974
	5 都市計画税	504,663
2 地方譲与税		153,149
	1 地方揮発油譲与税	41,682
	2 自動車重量譲与税	111,467

款	項	金 額
3 利子割交付金		8,400 千円
	1 利子割交付金	8,400
4 配当割交付金		99,000
	1 配当割交付金	99,000
5 株式等譲渡所得割交付金		71,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	71,400
6 地方消費税交付金		1,141,300
	1 地方消費税交付金	1,141,300
7 ゴルフ場利用税交付金		47,165
	1 ゴルフ場利用税交付金	47,165
8 自動車取得税交付金		37,300

	1 自動車取得税交付金	37,300
9 地方特例交付金		35,100
	1 地方特例交付金	35,100
10 地方交付税		5,468,346
	1 地方交付税	5,468,346
11 交通安全対策特別交付金		9,800
	1 交通安全対策特別交付金	9,800
12 分担金及び負担金		338,953
	1 分担金	4,585
	2 負担金	334,368
13 使用料及び手数料		368,492
	1 使用料	189,191

款	項	金 額
	2 手数料	1 7 9 , 3 0 1 千円
14 国庫支出金		3 , 8 8 4 , 5 6 0
	1 国庫負担金	3 , 0 2 1 , 2 9 3
	2 国庫補助金	8 4 1 , 6 5 3
	3 委託金	2 1 , 6 1 4
15 県支出金		1 , 7 4 0 , 9 0 7
	1 県負担金	1 , 1 5 2 , 5 5 1
	2 県補助金	4 5 7 , 0 2 9
	3 委託金	1 3 1 , 3 2 7
16 財産収入		1 2 7 , 5 7 4
	1 財産運用収入	7 4 , 6 8 7

	2 財産売却収入	5 2 , 8 8 7
17 寄附金		9 8 0 , 0 0 0
	1 寄附金	9 8 0 , 0 0 0
18 繰入金		8 7 7 , 4 6 0
	1 基金繰入金	8 7 7 , 4 6 0
19 繰越金		2 0 0 , 0 0 0
	1 繰越金	2 0 0 , 0 0 0
20 諸収入		3 8 6 , 2 1 8
	1 延滞金加算金及び過料	1 3 , 8 0 0
	2 市預金利子	4 8 1
	3 貸付金元利収入	1 2 , 4 3 8
	4 受託事業収入	1 4 4 , 6 4 3

款	項	金 額
	5 雑入	214,856 千円
21 市債		2,194,800
	1 市債	2,194,800
歳 入 合 計		25,610,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		275,492 千円
	1 議会費	275,492
2 総務費		2,764,648
	1 総務管理費	2,194,408
	2 徴税費	312,393
	3 戸籍住民基本台帳費	175,606
	4 選挙費	49,979
	5 統計調査費	12,332
	6 監査委員費	19,930
3 民生費		9,990,607

款	項	金 額
	1 社会福祉費	4,390,934 千円
	2 児童福祉費	4,360,870
	3 生活保護費	1,238,252
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1,716,648
	1 保健衛生費	558,291
	2 清掃費	1,158,357
5 労働費		48,847
	1 労働諸費	48,847
6 農林費		329,074
	1 農業費	309,313

	2 林業費	19,761
7 商工費		179,996
	1 商工費	179,996
8 土木費		4,116,667
	1 土木管理費	139,673
	2 道路橋りょう費	577,916
	3 河川費	56,026
	4 都市計画費	3,230,019
	5 住宅費	113,033
9 消防費		881,610
	1 消防費	881,610
10 教育費		2,603,774

款	項	金 額
	1 教育総務費	375,529 千円
	2 小学校費	867,712
	3 中学校費	264,741
	4 幼稚園費	603,418
	5 社会教育費	492,374
11 災害復旧費		4,130
	1 公共土木施設災害復旧費	3,210
	2 農林業施設災害復旧費	920
12 公債費		2,671,937
	1 公債費	2,671,937
13 諸支出金		16,570

	1 公営企業費	16,570
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		25,610,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
街 づ く り 協 議 会 推 進 事 業	平成29年度	千円 2,000
天理市自転車等駐車場管理事業	平成28年度から平成31年度まで	189,000
体 育 施 設 等 管 理 事 業	平成28年度から平成33年度まで	286,585
天理市観光物産センター管理事業	平成28年度から平成31年度まで	80,199
天理市トレイルセンター管理事業	平成28年度から平成33年度まで	62,005
天理駅前広場自動車駐車場管理事業	平成29年度から平成30年度まで	12,072
天 理 駅 前 広 場 管 理 事 業	平成28年度から平成31年度まで	79,716

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
学童保育所施設整備事業	30,900	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
保健衛生施設整備事業	8,400			
清掃運搬施設等整備事業	5,600			
塵芥処理施設整備事業	72,900			
道 路 整 備 事 業	125,000			
都 市 計 画 街 路 事 業	125,500			
都 市 計 画 公 園 事 業	9,000			
駅前広場等整備事業	487,200			
消防防災設備整備事業	24,300			
小 学 校 整 備 事 業	225,300			
中 学 校 整 備 事 業	21,400			
幼稚園整備事業	14,400			
退職手当債	162,800			
臨時財政対策債	882,100			
計	2,194,800			

平成 2 8 年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成 2 8 年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 6 5 7, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1, 3 3 8, 1 0 9 千円
	1 国民健康保険料	1, 3 3 8, 1 0 9
2 使用料及び手数料		4 8 0
	1 手数料	4 8 0
3 国庫支出金		1, 9 2 1, 2 4 0
	1 国庫負担金	1, 3 5 9, 6 2 9
	2 国庫補助金	5 6 1, 6 1 1
4 療養給付費交付金		1 9 6, 3 0 6
	1 療養給付費交付金	1 9 6, 3 0 6

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		1, 4 9 9, 1 4 7 千円
	1 前期高齢者交付金	1, 4 9 9, 1 4 7
6 県支出金		3 7 1, 4 5 2
	1 県負担金	5 1, 7 4 8
	2 県補助金	3 1 9, 7 0 4
7 共同事業交付金		1, 7 8 5, 9 4 9
	1 共同事業交付金	1, 7 8 5, 9 4 9
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		4 9 5, 5 8 2
	1 他会計繰入金	4 9 5, 5 8 2

10 繰越金		3 0, 9 7 1
	1 繰越金	3 0, 9 7 1
11 諸収入		1 8, 1 6 3
	1 延滞金及び過料	2, 0 0 0
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1 6, 1 6 2
歳 入 合 計		7, 6 5 7, 4 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1 5 0 , 7 4 6 千円
	1 総務管理費	1 2 6 , 9 4 1
	2 徴収費	2 3 , 3 4 4
	3 運営協議会費	4 6 1
2 保険給付費		4 , 3 1 0 , 5 9 2
	1 療養諸費	3 , 7 6 9 , 8 2 9
	2 高額療養費	4 8 6 , 5 9 0
	3 移送費	1 4 7
	4 出産育児諸費	5 0 , 4 2 6
	5 葬祭諸費	3 , 6 0 0

3 後期高齢者支援金等		9 7 2 , 0 8 9
	1 後期高齢者支援金等	9 7 2 , 0 8 9
4 前期高齢者納付金等		6 1 7
	1 前期高齢者納付金等	6 1 7
5 老人保健拠出金		3 5
	1 老人保健拠出金	3 5
6 介護納付金		3 8 2 , 9 1 6
	1 介護納付金	3 8 2 , 9 1 6
7 共同事業拠出金		1 , 7 6 2 , 1 1 8
	1 共同事業拠出金	1 , 7 6 2 , 1 1 8
8 保健事業費		6 4 , 3 2 5
	1 特定健康診査等事業費	5 1 , 6 5 3

款	項	金 額
	2 保健事業費	12,672 千円
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1,200
	1 一般公債費	1,200
11 諸支出金		11,761
	1 償還金及び還付加算金	6,401
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
	3 貸付金	5,000
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000

歳 出 合 計	7,657,400
---------	-----------

平成28年度天理市介護保険特別会計予算

平成28年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,930,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		1,027,792 千円
	1 介護保険料	1,027,792
2 分担金及び負担金		1,566
	1 負担金	1,566
3 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
4 国庫支出金		1,174,854
	1 国庫負担金	873,273
	2 国庫補助金	301,581

款	項	金 額
5 支払基金交付金		1, 3 4 8, 5 0 5 千円
	1 支払基金交付金	1, 3 4 8, 5 0 5
6 県支出金		6 9 9, 8 5 7
	1 県負担金	6 8 6, 5 7 2
	2 県補助金	1 3, 2 8 5
7 財産収入		3 3 1
	1 財産運用収入	3 3 1
8 繰入金		6 7 7, 6 3 7
	1 他会計繰入金	6 7 7, 6 3 7
9 繰越金		1
	1 繰越金	1

10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4, 9 3 0, 6 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		54,308 千円
	1 総務管理費	6,309
	2 徴収費	7,772
	3 介護認定審査会費	40,030
	4 介護保険事業推進費	197
2 保険給付費		4,799,527
	1 介護サービス等諸費	4,187,578
	2 介護予防サービス等諸費	308,481
	3 その他諸費	5,722
	4 高額介護サービス等費	94,176

	5 高額医療合算介護サービス等費	15,000
	6 特定入所者介護サービス等費	188,570
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		74,067
	1 介護予防事業費	16,566
	2 包括的支援事業・任意事業費	57,501
5 基金積立金		1,747
	1 基金積立金	1,747
6 諸支出金		950
	1 償還金及び還付加算金	950
歳 出 合 計		4,930,600

平成28年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ705,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		494,828 千円
	1 後期高齢者医療保険料	494,828
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		192,154
	1 他会計繰入金	192,154
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17,984

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	2, 0 5 0
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1 5, 9 3 1
歳 入 合 計		7 0 5, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1 1, 8 0 7 千円
	1 総務管理費	9, 8 4 2
	2 徴収費	1, 9 6 5
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6 7 3, 9 0 8
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6 7 3, 9 0 8
3 保健事業費		1 7, 2 3 5
	1 健康保持増進事業費	1 7, 2 3 5
4 諸支出金		2, 0 5 0
	1 償還金及び還付加算金	2, 0 5 0
歳 出 合 計		7 0 5, 0 0 0

平成 2 8 年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成 2 8 年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 , 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		1 , 3 4 1 千円
	1 他会計繰入金	1 , 3 4 1
2 繰越金		1 , 0 0 0
	1 繰越金	1 , 0 0 0
3 諸収入		9 , 9 5 9
	1 雑入	9 , 9 5 9
歳 入 合 計		1 2 , 3 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		1, 9 4 5 千円
	1 総務管理費	1, 9 4 5
2 公債費		1 0, 3 5 5
	1 公債費	1 0, 3 5 5
歳 出 合 計		1 2, 3 0 0

平成 2 8 年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 8 年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 5, 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		28,765 千円
	1 国庫補助金	28,765
2 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
3 保留地処分金		34,973
	1 保留地処分金	34,973
4 繰入金		186,130
	1 他会計繰入金	186,130
5 繰越金		100

款	項	金 額
	1 繰越金	100 千円
6 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		45,100
	1 市債	45,100
歳 入 合 計		295,100

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		268,916 千円
	1 土地区画整理事業費	268,916
2 公債費		25,984
	1 公債費	25,984
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		295,100

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
区 画 整 理 事 業	千円 45,100	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0% 以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
計	45,100			

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市告示第114号

平成28年 3 月24日付で議決のあった平成27年度天理市一般会計補正予算(第6号)、平成27年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、平成27年度天理市介護保険特別会計補正予算(第3号)、平成27年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、平成27年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)、平成27年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

平成27年度天理市一般会計補正予算(第6号)

平成27年度天理市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,144,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		千円 1,050,000	千円 41,037	千円 1,091,037
	1 地方消費税交付金	1,050,000	41,037	1,091,037
10 地方交付税		5,279,979	399,014	5,678,993
	1 地方交付税	5,279,979	399,014	5,678,993
12 分担金及び負担金		303,306	△406	302,900
	2 負担金	298,757	△406	298,351
14 国庫支出金		4,389,437	273,539	4,662,976
	1 国庫負担金	3,080,261	△7,355	3,072,906
	2 国庫補助金	1,291,628	280,894	1,572,522

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,743,358	千円 △23,750	千円 1,719,608
	1 県負担金	1,125,798	29,116	1,154,914
	2 県補助金	454,259	△48,793	405,466
	3 委託金	163,301	△4,073	159,228
17 寄附金		979,000	6,000	985,000
	1 寄附金	979,000	6,000	985,000
18 繰入金		1,030,039	△238,896	791,143
	1 基金繰入金	1,003,908	△250,000	753,908
	2 特別会計繰入金	26,131	11,104	37,235
19 繰越金		413,729	138,620	552,349
	1 繰越金	413,729	138,620	552,349

20 諸収入		320,496	17	320,513
	5 雑入	157,159	17	157,176
21 市債		3,930,400	△180,800	3,749,600
	1 市債	3,930,400	△180,800	3,749,600
歳 入 合 計		27,730,088	414,375	28,144,463

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 305,532	千円 359	千円 305,891
	1 議会費	305,532	359	305,891
2 総務費		2,941,476	175,599	3,117,075
	1 総務管理費	2,322,900	180,641	2,503,541
	2 徴税費	282,611	780	283,391
	3 戸籍住民基本台帳費	177,499	10,301	187,800
	4 選挙費	90,101	△16,992	73,109
	5 統計調査費	42,121	689	42,810
	6 監査委員費	26,244	180	26,424
3 民生費		10,177,268	383,299	10,560,567

	1 社会福祉費	4,284,093	479,907	4,764,000
	2 児童福祉費	4,635,871	△95,921	4,539,950
	3 生活保護費	1,256,753	△687	1,256,066
4 衛生費		2,364,149	3,364	2,367,513
	1 保健衛生費	1,368,732	△332	1,368,400
	2 清掃費	995,417	3,696	999,113
6 農林費		407,271	△49,653	357,618
	1 農業費	383,632	△49,826	333,806
	2 林業費	23,639	173	23,812
7 商工費		359,960	75,135	435,095
	1 商工費	359,960	75,135	435,095
8 土木費		3,441,946	△145,123	3,296,823

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 土木管理費	143,334	222	143,556
	2 道路橋りょう費	385,034	△95,306	289,728
	3 河川費	59,471	43	59,514
	4 都市計画費	2,756,441	△48,278	2,708,163
	5 住宅費	97,666	△1,804	95,862
10 教育費		4,151,849	△27,815	4,124,034
	1 教育総務費	343,007	6,564	349,571
	2 小学校費	2,313,756	107	2,313,863
	3 中学校費	245,156	△176	244,980
	4 幼稚園費	550,624	△29,195	521,429
	5 社会教育費	699,306	△5,115	694,191

11 災害復旧費		23,257	△790	22,467
	1 公共土木施設災害復旧費	12,064	28	12,092
	2 農林業施設災害復旧費	11,193	△818	10,375
歳 出 合 計		27,730,088	414,375	28,144,463

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	天理駅前西ゾーン整備事業	千円 1,441
		情報処理事業	38,147
		防犯対策事業	4,719
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	19,272
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	198,132
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	190,080
		地方創生加速化交付金事業	51,356
4 衛生費	1 保健衛生費	メディカルセンター建設事業	2,405
6 農林費	1 農業費	水と農地活用促進事業	1,433
7 商工費	1 商工費	観光物産センター整備事業	131,800
		地方創生加速化交付金事業	73,341

8 土木費	2 道路橋りょう費	道路修繕事業	8,624
		道路新設改良事業	44,652
	3 河川費	河川改修事業	26,259
	4 都市計画費	都市計画街路事業	82,491
		公園施設整備事業	3,634
		天理駅前広場等整備事業	197,947
10 教育費	5 社会教育費	公民館施設整備事業	211,465

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報セキュリティ強化対策事業	千円 10,300	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 70,700	当初議決	当初議決	当初議決	千円 37,500	当初議決	当初議決	当初議決
都市計画街路事業	42,000	に同じ	に同じ	に同じ	29,100	に同じ	に同じ	に同じ

3 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	千円 145,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

平成27年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,957,648千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,383,927	千円 △206,376	千円 2,177,551
	1 国庫負担金	1,813,029	△206,376	1,606,653
9 繰入金		463,205	266,970	730,175
	1 他会計繰入金	463,205	266,970	730,175
歳 入 合 計		7,897,054	60,594	7,957,648

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 157,281	千円 △1,723	千円 155,558
	1 総務管理費	131,019	△1,723	129,296
7 共同事業拠出金		1,741,969	24,713	1,766,682
	1 共同事業拠出金	1,741,969	24,713	1,766,682
9 基金積立金		4	37,604	37,608
	1 基金積立金	4	37,604	37,608
歳 出 合 計		7,897,054	60,594	7,957,648

平成27年度天理市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,802千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,872,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,103,151	千円 13,957	千円 1,117,108
	1 国庫負担金	822,225	13,957	836,182
5 支払基金交付金		1,269,057	21,783	1,290,840
	1 支払基金交付金	1,269,057	21,783	1,290,840
6 県支出金		659,180	11,327	670,507
	1 県負担金	646,022	11,327	657,349
8 繰入金		645,729	9,735	655,464
	1 他会計繰入金	645,729	9,735	655,464
歳 入 合 計		4,816,012	56,802	4,872,814

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 4,517,687	千円 77,800	千円 4,595,487
	1 介護サービス等諸費	3,925,179	77,800	4,002,979
5 基金積立金		87,819	△20,998	66,821
	1 基金積立金	87,819	△20,998	66,821
歳 出 合 計		4,816,012	56,802	4,872,814

平成 2 7 年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 3, 6 5 4 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 181,156	千円 1,323	千円 182,479
	1 他会計繰入金	181,156	1,323	182,479
4 繰越金		1	2,831	2,832
	1 繰越金	1	2,831	2,832
歳 入 合 計		669,500	4,154	673,654

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 641,030	千円 1,323	千円 642,353
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	641,030	1,323	642,353
4 諸支出金		2,050	2,831	4,881
	2 繰出金	0	2,831	2,831
歳 出 合 計		669,500	4,154	673,654

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 181,156	千円 1,323	千円 182,479	1 一般会計繰入金	千円 1,323	千円 保険基金安定繰入金
計	181,156	1,323	182,479			

3 款 繰入金

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
1 繰越金	1	2,831	2,832	1 繰越金	2,831	
計	1	2,831	2,832			

平成 2 7 年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 2 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 4 7 3 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,271	千円 △2,271	千円 0
	1 他会計繰入金	2,271	△2,271	0
2 繰越金		1,000	1,584	2,584
	1 繰越金	1,000	1,584	2,584
3 諸収入		11,929	8,960	20,889
	1 雑入	11,929	8,960	20,889
歳 入 合 計		15,200	8,273	23,473

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 0	千円 8,273	千円 8,273
	1 繰出金	0	8,273	8,273
歳 出 合 計		15,200	8,273	23,473

平成27年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,818千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,182千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 31,250	千円 △14,250	千円 17,000
	1 国庫補助金	31,250	△14,250	17,000
3 保留地処分金		37,751	△34,943	2,808
	1 保留地処分金	37,751	△34,943	2,808
4 繰入金		108,467	△18,982	89,485
	1 他会計繰入金	108,467	△18,982	89,485
5 繰越金		100	48,157	48,257
	1 繰越金	100	48,157	48,257
7 市債		47,400	△16,800	30,600

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	千円 47,400	千円 △16,800	千円 30,600
歳入	合 計	225,000	△36,818	188,182

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 207,527	千円 △36,818	千円 170,709
	1 土地区画整理事業費	207,527	△36,818	170,709
歳出	合 計	225,000	△36,818	188,182

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 44,781

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 47,400	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	千円 30,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明 千円
				区 分	金 額	
1 土地区画整理事業費国庫補助金	31,250	△14,250	17,000	1 土地区画整理事業費補助金	△14,250	社会資本整備総合交付金（区画整理）
計	31,250	△14,250	17,000			

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市告示第115号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年 7 月天理市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 5 条関係）

福祉医療費資金貸付却下通知書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった福祉医療費資金貸付資格認定
申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

附 則
この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月31日揭示済)

天理市告示第116号

天理市高額療養費貸付要綱（平成28年 1 月天理市告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市長 並 河 健

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

天理市長



承認

天理市高額療養費貸付 通知書

不承認

年 月 日付けで申請のあった高額療養費の貸付けについては、
次のとおり決定したので通知します。

貸付の可否	承認 ・ 不承認	
貸付番号	号	理由
貸付決定額	円	
償還方法	一時償還とする。	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日)

天理市告示第117号

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（平成24年4月天理市告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

天理市長 並 河 健

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条第1号中「の100分の10の額」を「から住宅改修費を除いた額」に改め、同条第2号中「住宅改修に係る介護保険適用額の100分の90」を「住宅改修費」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 5 条関係）

天 第 号

年 月 日

住所

氏名 様

天理市長

印

天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書

先に申請がありました住宅改修費の支給に係る受領委任払いによる取扱いについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決 定 事 項

費 用 額	円
支給予定額	円 ※
自己負担額	円 ※
備 考	

※収入等の状況により、支給予定額と自己負担額が変更になることがあります。

【不服の申立て】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、奈良県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消訴訟を提起することができます。

①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、取消訴訟は処分の通知を受けた日の翌日から 6 か月以内に、天理市を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

<連絡先>

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県健康福祉部 長寿社会課内 奈良県介護保険審査会
TEL 0742-22-1101（代）

問い合わせ先

天理市役所

電話 63-1001 内線

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 8 条関係）

天 第 号
年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名 様

天理市長 印

介護保険償還払支給（不支給）決定通知書（受領委任）

先に申請がありました給付費の支給について、下記のとおり支給（不支給）決定しましたので、通知します。

決定件数	件	決定額	円
------	---	-----	---

事業所番号			
事業所名称			
支払方法			
金融機関名		本支店名	
預金種目		口座番号	
口座名義人			

【不服の申立て】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、奈良県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消訴訟を提起することができます。

①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、取消訴訟は処分の通知を受けた日の翌日から 6 か月以内に、天理市を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

<連絡先>

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県健康福祉部 長寿社会課内 奈良県介護保険審査会
TEL 0742-22-1101（代）

問い合わせ先
天理市役所
電話 63-1001 内線

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

天理市告示第118号

天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（平成25年4月天理市告示第114号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

天理市長 並 河 健

第5条第1項を削り、同条第2項中「福祉用具購入」を「福祉用具の購入」に改め、同項を同条とする。

第6条第4号中「福祉用具購入費」を「福祉用具の購入」に、「の100分の10の額」を「から福祉用具購入費を除いた額」に改め、同条第5号中「に係る介護保険適用額の100分の90」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 7 条関係）

天 第 号
年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名 様

天理市長 印

介護保険償還払支給(不支給)決定通知書（受領委任）

先に申請がありました給付費の支給について、下記のとおり支給（不支給）決定しましたので、通知します。

決定件数	件	決定額	円
------	---	-----	---

事業所番号			
事業所名称			
支払方法			
金融機関名		本支店名	
預金種目		口座番号	
口座名義人			

【不服の申立て】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、奈良県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消訴訟を提起することができます。

①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、取消訴訟は処分の通知を受けた日の翌日から 6 か月以内に、天理市を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

<連絡先>

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県健康福祉部 長寿社会課内 奈良県介護保険審査会
TEL 0742-22-1101 (代)

問い合わせ先

天理市役所 課

電話 63-1001 内線

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 4 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第119号

平成28年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）第15条第 3 項、第15条の 6 の 5 第 3 項及び第15条の11第 3 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、24,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、23,500円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、7,500円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、8,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、7,000円

(平成28年 4 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第120号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）第19条の規定による平成28年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第 19 条第 1 項第 1 号アに規定する額 16,800円
 - (2) 条例第 19 条第 1 項第 1 号イに規定する額 16,450円
 - (3) 条例第 19 条第 1 項第 2 号アに規定する額 12,000円
 - (4) 条例第 19 条第 1 項第 2 号イに規定する額 11,750円
 - (5) 条例第 19 条第 1 項第 3 号アに規定する額 4,800円
 - (6) 条例第 19 条第 1 項第 3 号イに規定する額 4,700円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 5,250円
 - (2) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 3,750円
 - (4) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額 1,500円
 - (6) 条例第19条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,600円
- (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,900円
- (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,000円
- (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,500円
- (5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,600円
- (6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,400円

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1. 委託者

伊賀市予野字鉢屋4713

三重中央開発（株） 代表取締役 金子 文雄

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第122号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成28年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

平成28年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 3 1 日まで

4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

(1)一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	21,800	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	990	
	粗大ごみ	家具、自転車、電化製品 など	160	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	230
		発泡スチロール	発泡スチロール製トレイ、家電緩衝材 など	25
		新聞・雑誌・段ボール	新聞紙、広告、雑誌、カタログ、ダンボール箱 など	600
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	15
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	70
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	350
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	130
	有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	5	
	行政処理分 計			24,375
集団資源回収			600	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化)※1			1,700	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化)※2			130	

※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

・業者委託分	240体
・職員回収分	230体
・一般持込分	30体

(3) 排出の状況（平成27年度） 別紙1-1及び1-2のとおり

2 モデル事業の検証

平成26年度に、豊井町、南檜垣、及び川原城町地内のマンションにおいて、ごみ減量モデル事業を実施し、平成27年度に検証を行ったところ、特にビン・缶類について効果が実証された。

今後、上記モデル地域での事業の継続性に加え、他地域における実施可能性について慎重に検討する。

3 処理主体

(1) 収集運搬

①家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。

②事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

	処理 施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ	クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)

粗大ごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	発泡スチロール	民間処理施設 (市外)	選別・インゴット 独自ルートで資源 化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)
資源物	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選 別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源 化	市(透明・茶色は売却、そ の他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設 (市外)	フレーク処理 独自ルートで資源 化	市(売却)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分場(直営)及び大阪湾広域
臨海環境整備センターに処理委託

4 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	11,750 t
・燃やせないごみ	640 t
・粗大ごみ	150 t

・プラスチック製容器包装	230 t
・ペットボトル	130 t
・飲料カン・飲食用びん	350 t
・新聞・雑誌類	420 t
・段ボール	160 t
・発泡スチロール	30 t
・古着類	70 t
・飲料用紙パック	15 t
・有害ごみ	5 t

合計 13,950 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

・燃やせるごみ	週2回
・燃やせないごみ	月2回
・資源ごみ	月2回
・粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・有害ごみ（蛍光灯除く）	月2回

④収集方法 分別収集でステーション方式
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙2のとおり

②処理方法 2処理主体(2)中間処理表の処理方法による
条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	月1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	月1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る(断熱材を含むものは受入不可)	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
大型家具類		1回につき5個まで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋又はか10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋又は20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		月1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同量程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集(家庭系)	13,960t
・一般持込(家庭系)	1,320t
・一般持込(天理教)	970t
・一般持込(事業所・許可業者)	7,780t
・減免ごみ	280t
天理市 計	24,310t
・山添村 持込分	750t
・川西町 持込分	2,320t
・三宅町 持込分	1,820t
2町1村持込み	4,890t
合計	29,200t

④残渣の量及び処分方式

残渣量	4,340t
処分方式	埋立て処分

⑤処分業者による資源化量

- ・剪定枝及び草（市内で堆肥化分） 1, 7 5 0 t
- ・魚あら（他市で飼料・堆肥化分） 1 3 0 t

(3) 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙3のとおり

②山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市）	1, 3 2 0 t
〃 （田原本町）	1, 0 0 0 t
年間埋立量	1, 7 3 1 m ³
（搬入量÷1. 3 4 t/m ³ で算出）	

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

3, 0 2 0 t/年

- ・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番
- ・処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15, 000, 000m³

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14, 000, 000m³

④山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆土工事完了

第2処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 平成7年～平成38年

埋立残容量 1 7, 1 3 8 m³

(4) 集団資源回収量

①新聞	280 t
②雑誌類	120 t
③ダンボール	110 t
④古着	30 t
計	540 t

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	910 kℓ
浄化槽汚泥	1,920 kℓ
計	2,830 kℓ

排出の状況（平成27年度） 別紙4のとおり

2 処理主体

(1) 一般し尿については、委託業者による収集運搬

(2) 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬

一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンター
し尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	910 kℓ
浄化槽汚泥	1,920 kℓ
計	2,830 kℓ

②区域の範囲 天理市全域

③収集回数

・一般し尿のくみ取り 通常月1回（仮設トイレは随時）

・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

④収集の方法 くみ取り方式

⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要

・施設名	天理市環境クリーンセンター し尿処理場
・所在地	天理市嘉幡町180番地
・処理方法	高負荷脱窒素処理方式
・処理能力	57kℓ／日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	910kℓ
天理市浄化槽汚泥	1,920kℓ
川西町持込み	150kℓ
三宅町持込み	320kℓ
計	3,300kℓ

③処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	130t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- 1 広域でごみ処理を行うにあたり一部事務組合が設立され、さらなるごみ減量化やリサイクルの推進を目指し、関係市町村との調整を行い資源ごみ分別の見直し等を検討する。
- 2 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周知を図る。

- 3 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を検討する。
- 4 古紙、古布類回収の促進
子ども会や自治会等団体にて回収
団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
団体数：89団体 / 登録業者数：7業者
回収予定量：540t
- 5 生ごみ処理器の普及促進
購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1の額ただし上限3万円）
補助対象予定世帯数 12世帯
- 6 めくもり収集の実施
日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・
障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
対象世帯数 60世帯

第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

1 市民の責務

- (1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。
- (3) 廃棄物の分別基準及び排出方法等については「天理市家庭ごみ分別の手引き」のとおりとし、廃棄物の品目など記載が無い場合は、その都度市が決定する。
- (4) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(5) 将来のごみ処理広域化に伴うごみ分別の変更等が行われた際には、その重要性に鑑み、市の施策に協力しなければならない。

2 事業者の責務と減量義務

(1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。

(2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来すものは搬入してはならない。

3 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、持ち去り防止のパトロールを強化する。併せて廃家電等の不適正排出のパトロールを行う。

(平成28年4月1日揭示済)

天理市告示第123号

地方税法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成28年3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成28年4月1日

天理市長 並 河 健

(平成28年4月1日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月31日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年4月1日から平成28年9月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- (以下 略)

(平成27年4月1日揭示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年4月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 4 月 1 日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町7 3 1番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 4 月 1 日から平成27年 5 月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第1 2 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 4 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 4 月 1 日から平成28年 5 月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第1 2 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 4 月 4 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成28年 4 月 4 日から平成28年 6 月 3 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 4 月 5 日揭示済）

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 5 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 4 月 5 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成28年 4 月 5 日から平成28年 6 月 4 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

公 告

（平成28年 3 月28日揭示済）

天理市公告第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 6 第 3 項の規定により天理市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成28年 3 月28日

天理市長 並 河 健

閲覧場所

天理市役所環境経済部農林課

（平成28年 3 月29日揭示済）

天理市公告第14号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年 3 月30日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年 3 月29日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号		2 9 9 0 4 0 0 1 1 7
名称		ひびき認知症ディサービスセンター滝本
所在地		奈良県天理市滝本町236番地
申請者	名称	社会福祉法人 天寿会
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市岸田町1199番地
	代表者の氏名	林 芳繁
	代表者の住所	奈良県天理市勾田町17番地
指定年月日		平成28年 3 月30日
サービスの種類		認知症対応型通所介護事業所

介護予防認知症対応型通所事業所

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第15号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について

平成28年 4 月 1 日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
株式会社SK岡本 代表取締役 岡本 清彦
奈良市芝辻町 3 丁目 6 番地29号
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
相談支援 さんさい
天理市石上町56
- (3) 指定等の年月日
平成28年 4 月 1 日
- (4) 種別
特定相談支援・障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
特定無し
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2 9 3 0 9 0 0 1 1 9
指定障害児相談支援事業所 2 9 7 0 9 0 1 2 3 3

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成28年 4 月 1 日 揭示済)

天理市公告第19号

平成28年度天理市定期予防接種の実施について

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令第 4 条及び第 5 条の規定により公告します。

平成28年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日

実施医療機関の定めた日

3 定期予防接種と実施方法
(A類)

対象疾病	ワクチン	対象者
ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）又は 不活化ポリオワクチン（IPV）	1期：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）	2期：11歳から13歳未満の者
麻しん・風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR）又は 乾燥弱毒生麻しんワクチン（M）又は 乾燥性弱毒生風しんワクチン（R）	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回（2回）終了後、6月以上（標準的には概ね1年）おく） 2期：9歳以上13歳未満の者
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第5条第1項に規定する特例対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって1期、2期の接種が行われていない可能性がある者）も日本脳炎の予防接種の定期の対象者とする。ただし、2期接種は、9歳以上の者に対して、1期終了後6日以上の間隔をおいて行うものとする。 予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第4条第1項に規定する対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに、日本脳炎の1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者）も日本脳炎の予防接種の不足している回数を、9歳以上13歳未満において定期の対象者とする。		
結核	B C G ワクチン	生後12月に至るまでの間にある者
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間の女子
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- (2) 結核については、4歳に達するまでの間
- (3) Hib感染症については、10歳に達するまでの間

(4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

(B類)

対象疾病	ワクチン	対象者
季節性インフルエンザ	インフルエンザ HAワクチン	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
高齢者の肺炎球菌感染症	23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン	① 65歳以上の者 ＜平成28年度の対象者＞ 65歳：昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の者 70歳：昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の者 75歳：昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の者 80歳：昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の者 85歳：昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の者 90歳：大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生の者 95歳：大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の者 100歳：大正5年4月2日生～大正6年4月1日生の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

5 接種費用（自己負担金）

- A類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
- ＜自己負担金内訳＞
- 季節性インフルエンザ 1,500円
- 高齢者の肺炎球菌感染症 2,500円
- 2) 県外医療機関等委託契約していない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天理市公告第101号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成28年4月24日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成28年4月24日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成28年 3 月25日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成28年 3 月25日(公告年月日)

- 至 平成28年 4 月24日(公告年月日の翌日から起算して30日目)
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町6 0 5番地

(平成28年 3 月29日揭示済)

天理市公告第1 0 5号

都市計画法(昭和43年法律第1 0 0号)第63条第 2 項の規定において準用される同法第62条第 1 項の規定に基づき、大和都市計画道路事業(3・4・4 0 4号別所丹波市線)事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

天理市長 並 河 健

(平成28年 3 月29日揭示済)

天理市公告第1 0 6号

都市計画法(昭和43年法律第1 0 0号)第63条第 2 項の規定において準用される同法第62条第 1 項の規定に基づき、大和都市計画道路事業(3・4・4 0 3号勾田櫟本線)事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

天理市長 並 河 健

教育委員会

(平成28年 3 月 8 日揭示済)

天理市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 8 日

天理市教育委員会
教育長 森継 隆

天理市教育委員会規則第 2 号

天理市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

天理市文化財保護条例施行規則(昭和54年 6 月教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

天理市指定文化財現状変更等許可書に取消訴訟の提起に関する事項の教示文を記載する。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第2条関係）

年 月 日

天理市指定文化財現状変更等許可書

様

天理市教育委員会
教育長

年 月 日付をもって申請のあった現状変更等については、次のとおり許可する。

記

種 類	
名 称 及 び 員 数	
指 定 書 の 番 号 及 び 年 月 日	
現状変更等の内容	
許 可 の 条 件	

1. この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市教育委員会に対して、審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）
2. この処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市（当該訴訟において市を代表する者は天理市教育委員会となります。）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても処分又は裁決があった日の翌日から起算して、1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月14日 掲 示 済)

天理市教育委員会事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月14日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

天理市教育委員会事務処理規程の一部を改正する規程

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年 3 月天理市教育委員会教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第11号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則
この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月16日 掲 示 済)

天教告示第 4 号

平成28年 3 月17日午後 3 時から 3 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 3 月16日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成28年 3 月22日 掲 示 済)

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月22日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第 3 号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年10月天理市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月22日 掲 示 済)

天理市立学校（幼稚園）職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第 4 号

天理市立学校（幼稚園）職員の人事評価に関する規則

天理市立学校（幼稚園）職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年 5 月天理市教育委員会規則第 1 号）の全部を次のように改正する。

（人事評価）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づく市費負担教職員の人事評価は、奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成18年 3 月奈良県教育委員会規則第19号）を準用し、これを実施するものとする。

(委任)

第2条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月22日 揭示済)

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月22日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第 5 号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年 3 月天理市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「主査」を「主任主査、主査、主任主事」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天農委告示第 3 号

天理市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月25日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

天理市農業委員会事務局処務規程（平成12年 9 月天理市農業委員会告示第 7 号）の一部を次のように改める。

第7条第4号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式を次のように改める。

様式（第 8 条関係）

（表）

第	号
立 入 調 査 証	
住	所
氏	名
生年月日	
上記の者は、天理市農業委員会の〇〇であることを証明する。	
年	月 日
天理市農業委員会 図	

（裏）

農業委員会等に関する法律 （報告、調査等） 第 35 条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
--

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月29日揭示済）

天農委告示第 4 号

平成28年 4 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 3 月29日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について
 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 議案第 4 号 平成28年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について

議案第 5 号 別断面積（下限面積）の検討について

議案第 4 号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成28年 3 月31日揭示済）

天選告示第 3 号

天理市選挙管理委員会規程（平成14年11月 5 日選挙管理委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

第26条第 5 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

公平委員会

（平成28年 3 月24日揭示済）

行政不服審査法の施行に伴う関係公平委員会規則の整理に関する公平委員会規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市公平委員会

委員長 飯 田 眞 康

天理市公平委員会規則第 1 号

行政不服審査法の施行に伴う関係公平委員会規則の整理に関する公平委員会規則

（天理市公平委員会処務規則の一部改正）

第 1 条 天理市公平委員会処務規則（平成 3 年 6 月天理市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正）

第 2 条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年12月天理市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改まる。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第 2 条第 1 項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第 2 項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 審査請求

第 4 条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 9 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 5 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 5 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「判定」を「裁決」に改める。

第18条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第21条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「（異議申立書）」及び「（異議の申立て）」を削る。

様式第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「（異議申立書）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第5号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第9号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「10万円」を「100万円」に改める。

様式第12号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第13号中「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「判定」を「裁決」に改める。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第3条 職員からの苦情相談に関する規則（平成19年12月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「昭和37年法律第160号）第22条第1項」を「平成26年法律第68号）第29条第1項及び第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にされた不利益処分についての不服申立てについては、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。

（平成28年3月24日揭示済）

職員の退職管理に関する公平委員会規則をここに公布する。

平成28年3月24日

天理市公平委員会

委員長 飯 田 眞 康

天理市公平委員会規則第2号

職員の退職管理に関する公平委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属及び職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 依頼等が行われた日時
- (6) 第4号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (7) 依頼等が行われた日時
- (8) 第4号の再就職者の離職前の所属及び職
- (9) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

天理市公平委員会委員長 様

地方公務員法第38条の2第7項規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 届出者

(ふりがな)	生年月日（年齢）
氏名 ㊟	年 月 日生（ 歳）
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)	要求又は依頼が行われた日時
氏名 ㊟	年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

公平委員会記入欄
受理番号

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月24日

天理市公平委員会

委員長 飯 田 眞 康

天理市公平委員会規則第 3 号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 議会事務局の項中「局長、参事、次長、次長補佐」を「局長、次長、主幹、次長補佐」に改め、
同表市長部局の項中「、参事」を削り、「課長、主幹」を「課長、参事、主幹」に、
「総合政策課統括係長、総合政策課企画室企画係長、総合政策課
行政経営室行政経営係長、総合政策課行政経営室ファシリティ マネジメント係長
」
「総合政策課企画政策係長、総合政策課行政経営係長、総合政策
課ファシリティマネジメント係長
」に改め、
同表教育委員会事務局の項中「、参事」を削り、「課長、主幹」を「課長、参事、主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天監委告示第 4 号

天理市監査委員事務局処務規程（昭和40年10月監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月25日

天理市監査委員 松 井 義 憲

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

天理市監査委員 加 藤 嘉久次

第 4 条第 6 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月25日 揭示済)

天監委告示第 5 号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第 4 項の規定により、平成27年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を
同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年 3 月25日

天理市監査委員 松 井 義 憲

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

天理市監査委員 加 藤 嘉久次

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成27年12月1日～12月2日	環境経済部 環境政策課	平成27年10月31日
〃 12月4日～12月7日	〃 農林課	〃
〃 12月9日～12月10日	市民部 市民課	〃
〃 12月14日～12月15日	〃 保険医療課	〃
平成28年1月5日～1月6日	〃 男女共同参画課	〃
〃 1月8日～1月12日	〃 人権センター	〃
〃 1月14日～1月15日	市長公室 秘書課	平成27年11月30日
〃 1月27日～1月28日	〃 人事課	〃
〃 2月1日～2月3日	健康福祉部 社会福祉課	〃
〃 2月5日～2月9日	〃 介護福祉課	〃
〃 2月12日～2月16日	建設部 監理課	平成27年12月31日
〃 2月29日～3月1日	〃 土木課	〃
〃 3月3日～3月4日	〃 住宅課	〃
〃 3月8日～3月10日	上下水道局	〃

3 監査の範囲 平成27年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- ・ 予算の執行状況
- ・ 収入及び支出の事務処理状況
- ・ 補助金関係の事務処理状況
- ・ 契約関係の事務処理状況
- ・ 財産の管理状況
- ・ 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【環境経済部】

環境政策課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	14,279,000	6,712,930	5,797,930	915,000	86.4
衛生手数料	1,866,000	1,188,940	1,188,940	0	100.0
衛生費国庫補助金	430,000	0	0	0	-
衛生費県負担金	180,000	0	0	0	-
衛生費県補助金	430,000	0	0	0	-
雑入	180,000	0	0	0	-
合計	17,365,000	7,901,870	6,986,870	915,000	88.4

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
保健衛生総務費	167,000	16,477	150,523	9.9
環境衛生費	71,379,000	63,110,405	8,268,595	88.4
浄化槽設置整備事業費	3,287,000	20,000	3,267,000	0.6
合計	74,833,000	63,146,882	11,686,118	84.4

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、火葬場使用料である。なお、収入未済額については、監査時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、火葬場の指定管理料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

農林課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
農林費分担金	4,549,000	0	0	0	-
農林使用料	88,000	101,490	101,490	0	100.0
農林手数料	0	0	0	0	-
農林費県補助金	130,035,000	35,360,530	35,360,530	0	100.0
現年度	125,035,000	35,360,530	35,360,530	0	100.0
明許繰越	5,000,000	0	0	0	-
農林費委託金	8,337,000	0	0	0	-
合計	143,009,000	35,462,020	35,462,020	0	100.0

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
農業振興費	37,505,000	5,462,095	32,042,905	14.6
畜産業費	505,000	142,540	362,460	28.2
農地費	206,493,000	113,085,178	93,407,822	54.8
現年度	201,493,000	113,085,178	88,407,822	56.1
明許繰越	5,000,000	0	5,000,000	0.0
農村総合整備事業費	50,125,000	186,821	49,938,179	0.4
林業総務費	172,000	141,370	30,630	82.2
林業振興費	13,657,000	1,882,623	11,774,377	13.8
農地及び農業用施設災害復旧費	920,000	0	920,000	0.0
合計	309,377,000	120,900,627	188,476,373	39.1

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、農林費県補助金の中の資源向上支払交付金等の補助金である。

歳出の主なものは、土地改良事業補助金等の各種補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市民部】

市民課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	26,365,000	14,597,850	14,422,850	175,000	98.8
総務費国庫補助金	23,372,000	15,358,000	15,358,000	0	100.0
総務費委託金(国)	366,000	396,000	288,000	108,000	72.7
総務費委託金(県)	65,000	0	0	0	-
雑入	0	1,300	1,300	0	100.0
合計	50,168,000	30,353,150	30,070,150	283,000	99.1

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
戸籍住民基本台帳費	48,060,000	5,177,449	42,882,551	10.8
合計	48,060,000	5,177,449	42,882,551	10.8

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、個人番号カード交付事業費補助金である。なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、住民情報システム利用料などである。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

保険医療課

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	733,000	173,310	173,310	0	100.0
民生費国庫負担金	28,605,000	0	0	0	-
民生費委託金	16,686,000	7,685,000	7,685,000	0	100.0
民生費県負担金	326,607,000	0	0	0	-
民生費県補助金	107,050,000	0	0	0	-
福祉医療費貸付金元利収入	9,000,000	3,673,820	3,673,820	0	100.0
雑入	6,366,000	5,684,937	5,572,885	112,052	98.0
過年度収入	1,000	0	0	0	-
合計	495,048,000	17,217,067	17,105,015	112,052	99.3

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	1,000	0	1,000	0.0
社会福祉総務費	9,000,000	4,315,580	4,684,420	48.0
障害者福祉費	77,193,000	35,235,694	41,957,306	45.6
老人福祉費	102,000	0	102,000	0.0
国民年金費	2,448,000	430,163	2,017,837	17.6
国民健康保険医療助成費	329,623,000	0	329,623,000	0.0
後期高齢者医療費	747,162,000	364,441,862	382,720,138	48.8
児童福祉総務費	102,648,000	50,674,351	51,973,649	49.4
母子福祉費	42,258,000	20,917,868	21,340,132	49.5
母子保健費	4,825,000	3,506,412	1,318,588	72.7
合計	1,315,260,000	479,521,930	835,738,070	36.5

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、国民年金事務費交付金である。なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、心身障害者などへの医療助成費、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 国民健康保険特別会計

① 歳入

款	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
国民健康保険料	1,383,759,000	1,762,646,729	740,684,580	1,021,962,149	42.0
使用料及び手数料	380,000	288,750	288,750	0	100.0
国庫支出金	2,383,927,000	1,033,398,000	1,033,398,000	0	100.0
療養給付費交付金	210,178,000	105,093,000	105,093,000	0	100.0
前期高齢者交付金	1,382,977,000	628,627,549	628,627,549	0	100.0
県支出金	378,276,000	22,415,700	22,415,700	0	100.0
共同事業交付金	1,672,568,000	838,312,667	838,312,667	0	100.0
財産収入	4,000	469	469	0	100.0
繰入金	463,205,000	65,000,000	65,000,000	0	100.0
繰越金	13,817,000	13,817,551	13,817,551	0	100.0
諸収入	7,963,000	7,156,323	3,284,777	3,871,546	45.9
合計	7,897,054,000	4,476,756,738	3,450,923,043	1,025,833,695	77.1

平成27年10月31日現在

② 歳出

款	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
総務費	57,299,000	20,908,731	36,390,269	36.5
保険給付費	4,417,190,000	2,393,495,211	2,023,694,789	54.2
後期高齢者支援金等	983,817,000	439,539,065	544,277,935	44.7
前期高齢者給付金等	784,000	310,403	473,597	39.6
老人保健拠出金	42,000	34,487	7,513	82.1
介護給付金	418,393,000	186,483,882	231,909,118	44.6
共同事業拠出金	1,741,969,000	870,982,788	870,986,212	50.0
保険事業費	66,830,000	15,971,709	50,858,291	23.9
基金積立金	4,000	469	3,531	11.7
公債費	1,250,000	0	1,250,000	0.0
諸支出金	108,494,000	29,409,948	79,084,052	27.1
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合計	7,797,072,000	3,957,136,693	3,839,935,307	50.8

平成27年10月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、国民健康保険料、国庫支出金に計上される療養給付費負担金、前期高齢者交付金、保険財政共同安定化事業交付金である。収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金である。

調定等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(3) 後期高齢者医療特別会計

① 歳入

款	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
後期高齢者医療保険料	472,996,000	439,267,746	231,076,696	208,191,050	52.6
使用料及び手数料	33,000	21,050	21,050	0	100.0
繰入金	181,156,000	41,246,000	41,246,000	0	100.0
繰越金	1,000	2,830,457	2,830,457	0	100.0
諸収入	15,314,000	326,250	326,250	0	100.0
合計	669,500,000	483,691,503	275,500,453	208,191,050	57.0

平成27年10月31日現在

② 歳出

款	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
総務費	9,883,000	5,536,790	4,346,210	56.0
徴収費	2,201,000	75,460	2,125,540	3.4
後期高齢者医療広域連合納付金	641,030,000	230,346,816	410,683,184	35.9
保険事業費	14,336,000	4,653,625	9,682,375	32.5
諸支出金	2,050,000	355,650	1,694,350	17.3
合計	669,500,000	240,968,341	428,531,659	36.0

平成27年10月31日現在

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療保険料負担金である。

調定等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(4) 基金について

基金の残高は、次表のとおりである。

基金名	26年度末残高 円	積立額 円	取崩額 円	振払額 円	現在高 円
国民健康保険財政調整基金	4,900,265	469	0	0	4,900,734
合計	4,900,265	469	0	0	4,900,734

平成27年10月31日現在

男女共同参画課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	760,000	426,500	394,400	32,100	92.5
雑入	38,000	24,742	24,742	0	100.0
合計	798,000	451,242	419,142	32,100	92.9

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
男女共同参画推進費	8,833,000	4,381,718	4,451,282	49.6
合計	8,833,000	4,381,718	4,451,282	49.6

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、男女共同参画プラザ使用料である。

歳出の主なものは、男女共同参画プラザ土地借地料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

人権センター

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	1,567,000	1,448,540	1,448,540	0	100.0
民生使用料	13,000	8,910	8,910	0	100.0
民生費県補助金	8,730,000	0	0	0	-
民生費委託金	550,000	0	0	0	-
不動産売払収入	2,848,000	6,671,226	1,672,776	4,998,450	25.1
生活資金貸付金元利収入	0	0	0	0	-
雑入	34,000	31,200	31,200	0	100.0
合計	13,742,000	8,159,876	3,161,426	4,998,450	38.7

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	1,728,000	1,728,000	0	100.0
社会福祉総務費	533,000	475,339	57,661	89.2
コミュニティセンター費	2,855,000	1,287,044	1,567,956	45.1
人権啓発推進費	6,837,000	4,912,497	1,924,503	71.9
児童館費	3,861,000	1,767,272	2,093,728	45.8
環境衛生費	3,294,000	2,382,432	911,568	72.3
住宅管理費	1,542,000	176,810	1,365,190	11.5
現年度	336,000	136,810	199,190	40.7
明許繰越	1,206,000	40,000	1,166,000	3.3
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	2,271,000	0	2,271,000	0.0
合計	22,921,000	12,729,394	10,191,606	55.5

平成27年10月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、土地売却収入、名阪高架下駐車場使用料である。

歳出の主なものは、人権教育推進協議会運営事業補助金、共同浴場管理運営事業補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 住宅新築資金等貸付特別会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
一般会計繰入金	2,271,000	0	0	0	-
繰越金	1,000,000	2,584,772	2,584,772	0	100.0
雑入	11,929,000	5,861,479	5,861,479	0	100.0
合計	15,200,000	8,446,251	8,446,251	0	100.0

平成27年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
運用管理費	1,945,000	1,932,700	12,300	99.4
元金	12,078,000	4,868,053	7,209,947	40.3
利子	1,177,000	626,359	550,641	53.2
合計	15,200,000	7,427,112	7,772,888	48.9

平成27年10月31日現在

歳入の主なものは、繰越金、元利金返戻金である。

歳出の主なものは、元金償還金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市長公室】

秘書課

- 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
雑入	20,000	24,000	24,000	0	100.0
合計	20,000	24,000	24,000	0	100.0

平成27年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
一般管理費	8,533,000	5,799,278	2,733,722	68.0
姉妹都市友好費	1,484,000	517,575	966,425	34.9
諸費	656,000	393,080	262,920	59.9
合計	10,673,000	6,709,933	3,963,067	62.9

平成27年11月30日現在

注:職員給与費除く。歳入の主

なもの、市民講座参加料である。

歳出の主なものは、全国・近畿・県市長会負担金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

人事課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
市預金利子	0	3	3	0	100.0
雑入	16,374,000	1,445,914	1,232,400	213,514	85.2
合計	16,374,000	1,445,914	1,232,400	213,514	85.2

平成27年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
一般管理費	51,413,000	16,118,245	35,294,755	31.4
合計	51,413,000	16,118,245	35,294,755	31.4

平成27年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、職員駐車場利用料金である。なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、人事給与システム利用料等である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【健康福祉部】

社会福祉課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	133,000	134,015	134,015	0	100.0
民生費国庫負担金	1,587,208,000	1,043,379,448	1,036,731,720	6,647,728	99.4
民生費国庫補助金	180,901,000	81,424,000	81,424,000	0	100.0
衛生費国庫補助金	56,000	0	0	0	-
民生費委託金	426,000	0	0	0	-
民生費県負担金	391,367,000	167,301,162	167,301,162	0	100.0
民生費県補助金	24,051,000	0	0	0	-
衛生費県補助金	12,003,000	0	0	0	-
財産貸付収入	161,000	157,300	78,650	78,650	50.0
加算金	0	389,815	0	389,815	0.0
雑入	9,201,000	101,015,438	18,646,485	82,368,953	18.5
過年度収入	1,000	0	0	0	-
合計	2,205,508,000	1,393,801,178	1,304,316,032	89,485,146	93.6

平成27年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	30,322,000	411,800	29,910,200	1.4
過年度	30,322,000	411,800	29,910,200	1.4
諸費	1,250,000	0	1,250,000	0.0
社会福祉総務費	80,047,000	56,894,172	23,152,828	71.1
障害者福祉費	1,448,286,000	876,854,975	571,431,025	60.5
遺家族等援護費	2,680,000	1,457,213	1,222,787	54.4
生活困窮者自立支援費	2,690,000	1,550,487	1,139,513	57.6
福祉センター費	2,000,000	1,393,688	606,312	69.7
障害者ふれあいセンター費	24,738,000	15,582,000	9,156,000	63.0
臨時福祉給付金給付事業	113,037,000	59,633,923	53,403,077	52.8
児童福祉総務費	212,676,000	152,565,612	60,110,388	71.7
生活保護総務費	37,771,000	4,454,891	33,316,109	11.8
扶助費	1,115,340,000	751,317,025	364,022,975	67.4
災害援助費	551,000	550,000	1,000	99.8
保健衛生総務費	28,844,000	7,229,338	21,614,662	25.1
合計	3,100,232,000	1,929,895,124	1,170,336,876	62.3

平成27年11月30日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、国庫負担金の障害者自立支援給付費、生活保護費負担金等である。

歳出の主なものは、障害者福祉に係る扶助費、生活保護費等である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

介護福祉課

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	9,560,000	5,528,834	4,989,874	538,960	90.3
民生使用料	4,000	2,750	2,750	0	100.0
民生費国庫負担金	5,684,000	3,643,000	3,643,000	0	100.0
民生費国庫補助金	7,025,000	0	0	0	-
民生費県負担金	2,842,000	1,821,000	1,821,000	0	100.0
民生費県補助金	5,581,000	0	0	0	-
財産貸付収入	9,000	1,980	1,980	0	100.0
介護保険特別会計繰入金	26,131,000	26,130,432	0	26,130,432	0.0
過年度収入	10,000	0	0	0	-
合計	56,846,000	37,127,996	10,458,604	26,669,392	28.2

平成27年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	300,000	0	300,000	0.0
老人福祉費	49,870,000	23,119,239	26,750,761	46.4
ふるさと園費	120,301,000	86,765,644	33,535,356	72.1
多世代交流広場管理費	2,019,000	2,019,000	0	100.0
介護保険費	645,929,000	477,186,000	168,743,000	73.9
合計	818,419,000	589,089,883	229,329,117	72.0

平成27年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、老人ホーム入所者にかかる費用徴収金である。

歳出の主なものは、ふるさと園指定管理料と介護保険特別会計繰出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 介護保険特別会計

①歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
介護保険料	1,006,006,000	1,031,465,506	648,325,760	383,139,746	62.9
分担金及び負担金	1,578,000	790,000	790,000	0	100.0
使用料及び手数料	51,000	24,900	24,850	50	99.8
国庫支出金	1,103,151,000	677,030,000	677,030,000	0	100.0
支払基金交付金	1,269,057,000	750,526,000	750,526,000	0	100.0
県支出金	659,180,000	361,921,000	361,921,000	0	100.0
財産収入	60,000	727	727	0	100.0
繰入金	645,729,000	477,186,000	477,186,000	0	100.0
繰越金	131,194,000	131,194,528	131,194,528	0	100.0
諸収入	6,000	808,684	808,684	0	100.0
合計	4,816,012,000	3,430,947,345	3,047,807,549	383,139,796	88.8

平成27年11月30日現在

②歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
総務費	58,170,000	25,534,708	32,635,292	43.9
保険給付費	4,517,687,000	2,670,697,045	1,846,989,955	59.1
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
地域支援事業費	72,735,000	55,563,098	17,171,902	76.4
基金積立金	87,819,000	727	87,818,273	0.0
諸支出金	79,600,000	3,489,113	76,110,887	4.4
合計	4,816,012,000	2,755,284,691	2,060,727,309	57.2

平成27年11月30日現在

歳入の主なものは、介護保険料、支払基金交付金に計上される現年度介護給付費交付金である。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費であり、地域支援事業費では、地域包括支援センター業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(3) 介護保険料の収入状況について

介護保険料の収入状況は次表のとおりである。

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
現年度分特別徴収保険料	914,566,000	926,055,410	598,478,280	327,577,130	64.6
現年度分普通徴収保険料	88,260,000	86,402,060	48,590,110	37,811,950	56.2
滞納繰越分普通徴収保険料	3,080,000	18,726,896	1,048,010	17,678,886	5.6
過年度分普通徴収保険料	100,000	281,140	209,360	71,780	74.5
合計	1,006,006,000	1,031,465,506	648,325,760	383,139,746	62.9

平成27年11月30日現在

徴収にあたっては、今後も財源の確保に努められるよう要望する。

(4) 基金について

基金の残高は、次表のとおりである。

基金名	26年度末残高 円	積立額 円	取崩額 円	振払額 円	現在高 円
介護保険給付費準備基金	122,108,725	727		0	122,109,452
合計	122,108,725	727	0	0	122,109,452

平成27年11月30日現在

【建設部】

監理課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木費負担金	665,000	0	0	0	-
土木使用料	22,268,000	21,335,960	21,304,140	31,820	99.9
総務手数料	42,000	47,400	45,900	1,500	96.8
土木費国庫補助金	5,500,000	0	0	0	-
総務費県負担金	14,580,000	0	0	0	-
財産貸付収入	3,122,000	3,149,419	3,149,419	0	100.0
雑入	18,000	17,660	17,300	360	98.0
合計	46,195,000	24,550,439	24,516,759	33,680	99.9

平成27年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
地籍調査費	22,629,000	1,924,044	20,704,956	8.5
道路橋りょう総務費	26,674,000	5,744,035	20,929,965	21.5
道路維持費	219,000	54,000	165,000	24.7
駅前広場管理費	29,026,000	20,091,915	8,934,085	69.2
合計	78,548,000	27,813,994	50,734,006	35.4

平成27年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、道路占用料である。なお、雑入の収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、天理駅前広場指定管理料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

土木課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
交通安全対策特別交付金	10,000,000	4,337,000	4,337,000	0	100.0
土木使用料	0	800	800	0	100.0
災害復旧費国庫負担金	1,334,000	0	0	0	-
土木費国庫補助金	50,998,000	0	0	0	-
現年度	41,250,000	0	0	0	-
明許繰越	9,748,000	0	0	0	-
土木費県補助金	20,002,000	16,740,000	16,740,000	0	100.0
雑入	713,000	0	0	0	-
合計	83,047,000	21,077,800	21,077,800	0	100.0

平成27年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	10,000,000	3,925,223	6,074,777	39.3
道路橋りょう総務費	2,306,000	1,511,751	794,249	65.6
道路維持費	62,230,000	30,584,403	31,645,597	49.1
現年度	54,893,000	23,745,843	31,147,157	43.3
明許繰越	7,337,000	6,838,560	498,440	93.2
道路新設改良費	117,557,000	28,140,882	89,416,118	23.9
現年度	111,734,000	22,818,642	88,915,358	20.4
明許繰越	5,823,000	5,322,240	500,760	91.4
河川総務費	106,141,000	61,377,904	44,763,096	57.8
現年度	53,307,000	11,776,944	41,530,056	22.1
明許繰越	52,834,000	49,600,960	3,233,040	93.9
公園管理費	2,577,000	983,349	1,593,651	38.2
道路及び河川災害復旧費	3,355,000	18,800	3,336,200	0.6
合計	304,166,000	126,542,312	177,623,688	41.6

平成27年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金である。

歳出の主なものは、道路維持費では西長柄区画街路1号線の道路修繕工事であり、道路新設改良費では、上入田都祁線の道路改良工事であり、河川総務費では、小路排水路の河川修繕工事である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

住宅課

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木使用料	44,908,000	94,788,320	32,330,920	62,457,400	34.1
総務手数料	0	300	300	0	100.0
土木費国庫補助金	7,484,000	0	0	0	-
土木費県補助金	725,000	0	0	0	-
雑入	4,000,000	1,987,235	1,987,235	0	100.0
合計	57,117,000	96,775,855	34,318,455	62,457,400	35.5

平成27年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	2,300,000	0	2,300,000	0.0
住宅管理費	47,398,000	27,940,568	19,457,432	58.9
合計	49,698,000	27,940,568	21,757,432	56.2

平成27年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、住宅使用料である。

歳出の主なものは、石上市営住宅屋根防水工事費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 住宅利用料の収入状況について

住宅使用料の収入状況は、次表のとおりである。

区分	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
現年度分	41,371,000	44,049,200	30,353,600	13,695,600	68.9
滞納繰越分	3,209,000	50,411,000	1,649,200	48,761,800	3.3
合計	44,580,000	94,460,200	32,002,800	62,457,400	33.9

平成27年12月31日現在

徴収に当たっては、今後も財源の確保に努められるよう要望する。

【上下水道局】

○ 予算の執行状況について

①水道事業会計

収益的収入及び支出						
	科 目 名	予算現額	当月執行額	執行累計額	予算残額	執行率
収 入	1 水道事業収益	2,454,176,000	193,583,032	1,822,758,051	631,417,949	74.27%
	1 営業収益	2,307,455,000	193,088,002	1,747,678,827	559,776,173	75.74%
	2 営業外収益	146,719,000	495,030	75,079,224	71,639,776	51.17%
	3 特別利益	2,000	0	0	2,000	0.00%
	合計	2,454,176,000	193,583,032	1,822,758,051	631,417,949	74.27%
支 出	2 水道事業費用	2,325,827,000	123,880,959	1,214,401,841	1,111,425,159	52.21%
	1 営業費用	2,181,025,000	123,779,521	1,161,884,161	1,019,140,839	53.27%
	2 営業外費用	143,528,000	101,438	52,373,024	91,154,976	36.49%
	3 特別損失	274,000	0	144,656	129,344	52.79%
	4 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00%
	合計	2,325,827,000	123,880,959	1,214,401,841	1,111,425,159	52.21%

資本的収入及び支出						
	科 目 名	予算現額	当月執行額	執行累計額	予算残額	執行率
収 入	3 水道事業資本的収入	375,855,000	9,666,000	39,789,150	336,065,850	10.59%
	1 負担金	13,766,000	0	0	13,766,000	0.00%
	2 分担金	50,409,000	9,666,000	33,954,150	16,454,850	67.36%
	3 固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000	0.00%
	4 補助金	11,670,000	0	5,835,000	5,835,000	50.00%
	5 投資償還金	300,000,000	0	0	300,000,000	0.00%
	合計	375,855,000	9,666,000	39,789,150	336,065,850	10.59%
支 出	4 水道事業資本的支出	1,484,292,640	93,230,139	397,375,604	1,086,917,036	26.77%
	1 建設改良費	890,585,640	93,230,139	251,796,489	638,789,151	28.27%
	2 企業債償還金	293,707,000	0	145,579,115	148,127,885	49.57%
	3 投資	300,000,000	0	0	300,000,000	0.00%
	合計	1,484,292,640	93,230,139	397,375,604	1,086,917,036	26.77%

平成27年12月31日現在

②下水道事業会計

収益の収入及び支出						
	科 目 名	予算現額	当月執行額	執行累計額	予算残額	執行率
収 入	1 下水道事業収益	3,054,230,000	109,642,903	1,851,488,244	1,202,741,756	60.62%
	1 営業収益	1,347,474,000	109,627,213	1,005,118,736	342,355,264	74.59%
	2 営業外収益	1,706,755,000	15,690	846,324,019	860,430,981	49.59%
	3 特別利益	1,000	0	45,489	-44,489	4,548.90%
	合計	3,054,230,000	109,642,903	1,851,488,244	1,202,741,756	60.62%
支 出	2 下水道事業費用	2,636,939,000	168,809,019	1,407,008,923	1,229,930,077	53.36%
	1 営業費用	2,123,803,000	168,808,735	1,159,561,477	964,241,523	54.60%
	2 営業外費用	512,051,000	284	247,376,555	264,674,445	48.31%
	3 特別損失	85,000	0	70,891	14,109	83.40%
	4 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00%
	合計	2,636,939,000	168,809,019	1,407,008,923	1,229,930,077	53.36%

資本的収入及び支出						
	科 目 名	予算現額	当月執行額	執行累計額	予算残額	執行率
収 入	3 下水道事業資本的収入	466,490,000	326,720	163,924,030	302,565,970	35.14%
	1 負担金	19,266,000	147,420	1,560,830	17,705,170	8.10%
	2 補助金	434,295,000	0	160,383,000	273,912,000	36.93%
	3 長期貸付金回収金	2,929,000	179,300	1,980,200	948,800	67.61%
	4 その他資本的収入	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00%
	合計	466,490,000	326,720	163,924,030	302,565,970	35.14%
支 出	4 下水道事業資本的支出	1,911,727,144	10,604,791	918,910,629	992,816,515	48.07%
	1 建設改良費	366,156,144	10,104,791	93,727,713	272,428,431	25.60%
	2 長期貸付金	10,000,000	500,000	500,000	9,500,000	5.00%
	3 企業債償還金	1,532,625,000	0	824,682,916	707,942,084	53.81%
	4 その他資本的支出	2,946,000	0	0	2,946,000	0.00%
	合計	1,911,727,144	10,604,791	918,910,629	992,816,515	48.07%

平成27年12月31日現在

水道事業については、12月末現在の給水戸数は23,716戸であり、生活用水等の安定供給のため継続した水質管理に万全を期すとともに施設の適正な維持管理が行われている。

下水道事業については、12月末現在の排水戸数は20,390戸であり、平成22年度から地方公営企業法を全部適用し公共用水域の水質保全を図り、老朽化が進んだ管路を長寿命化させるための改築更新工事を計画的に進めている。

水道事業会計及び下水道事業会計について、各諸帳簿等を監査した結果、適正に処理されていた。また、現金及び通帳等の保管状況を実査したところ、適正に保管されていた。

む す び

以上が、平成27年度環境経済部(環境政策課・農林課)、くらし文化部(市民課・保険医療課・男女共同参画課・人権センター)、市長公室(秘書課・人事課)、健康福祉部(社会福祉課・介護福祉課)、建設部(監理課・土木課・住宅課)、上下水道局の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令等に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

災害対策本部

(平成28年 3 月31日 揭示済)

天理市災害対策本部告示第 1 号

天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成28年 3 月31日

天理市災害対策本部長
天理市長 並 河 健

第 2 条第 5 号中「清掃第 1 班 清掃第 2 班」を「清掃班」に改める。
別表環境経済部（環境経済部長）の項中

「

清掃第 1 班 (業務課長)	業務課職員
清掃第 2 班 (建設企画長)	建設企画課 職員

を

」

「

清掃班 (環境業務課 長)	環境業務課 職員
---------------------	-------------

に改める。

」

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

議会

(平成28年 3 月 9 日 揭示済)

天理市議会規程第 1 号

天理市議会事務局組織及び処務に関する規程（平成11年 4 月天理市議会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月 9 日

天理市議会議長 大 橋 基 之

第 6 条第 5 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月28日 揭示済)

天理市議会規程第 2 号

天理市議会事務局組織及び処務に関する規程（平成11年 4 月天理市議会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月28日

天理市議会議長 大 橋 基 之

第 4 条第 1 項中「参事」を「主幹」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成28年 3 月10日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 5 号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 3 月10日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 5 処理分区	柳本町の一部

(平成28年 3 月18日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 6 号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 3 月18日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第14処理分区	嘉幡町の一部

(平成28年 3 月28日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 4 号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成28年 3 月28日より 2 週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成28年 3 月28日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成28年4月12日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
《天 理 市》
櫛本町・小路町・二階堂上ノ庄町・別所町・石上町・東井戸堂町・田町
柳本町・中山町・遠田町・岸田町・佐保庄町
- 3 供用を開始する排水施設及び公共樹の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第 4 処理分区	A	櫛本町2984番	櫛本町2984番
	A	櫛本町2975番	櫛本町2974番 1
	A	櫛本町9 7 1番	櫛本町9 8 1番 3
	A	櫛本町2973番 1	櫛本町2973番 3
	A	櫛本町2349番 2	櫛本町2350番 1
櫛本北第11処理分区	A	小路町1 0 6番 1	小路町1 0 6番 2
	A	小路町1 0 7番 1	小路町1 0 7番 2
櫛本北第12-1処理分区	A	二階堂上ノ庄町2 4 3番 1	二階堂上ノ庄町2 4 3番 2

	A	二階堂上ノ庄町2 4 4番 2	二階堂上ノ庄町2 4 4番 2
櫛本北第12-2処理分区	A	二階堂上ノ庄町1 1 5番 1	二階堂上ノ庄町1 1 5番 2
天理北第 1 処理分区	A	別所町2 4 3番	別所町2 3 4番
	A	石上町1 9 3番 1	石上町1 9 3番 1
	A	石上町6 0 5番	石上町6 0 5番
天理北第 9 処理分区	A	東井戸堂町4 3 1番 2	東井戸堂町4 3 1番 2
	A	東井戸堂町4 4 3番 8	東井戸堂町4 4 3番 9
	A	東井戸堂町4 2 8番 3	東井戸堂町4 2 8番 2
	A	田町4 0 5番 1	田町4 0 5番 2
天理北第 9 処理分区	A	東井戸堂町4 3 3番 1	東井戸堂町4 2 5番 2
	A	田町2 1 1番 1	田町2 1 2番 2
	A	東井戸堂町4 5 4番 1	東井戸堂町4 5 4番 1
大和川第 5 処理分区	A	柳本町9 1 7番 6	柳本町9 1 7番 6
	A	中山町1074番 1	中山町1074番 1
	A	柳本町2880番 1	柳本町2880番 1
大和川第 7 処理分区	A	遠田町5 7 7番	遠田町5 7 7番
	A	岸田町6 5 1番	岸田町6 5 1番
大和川第 8 処理分区	A	佐保庄町5 1 7番	佐保庄町5 1 7番

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」

(平成28年 3 月22日掲示済)

天理市上下水道局公告第 7 号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 3 月22日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 3 月22日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店

商 号 (有) 松本清掃社

代表者 松本 清信

住 所 奈良県大和郡山市下三橋町420-26

(平成28年 3 月24日掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 1 号

天理市上下水道局事務分掌規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 1 条中「天理市上下水道局」を「上下水道局」に改める。

第 2 条給水課の項中「工務係 給水係」を「給水係 工務係」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(給水課の事務)

第4条 給水課の事務分掌は、次のとおりとする。

給水係

- (1) 給水申込みに係る占用申請並びに配水管の負担設計、実施設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 各種開発に係る事前協議に関すること。
- (3) 給水装置工事の施行の承認、検査及び指揮監督に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者の指導に関すること。
- (5) 違反工事の取締りに関すること。
- (6) 消火栓の新設工事に関すること。
- (7) 水道施設の布設工事負担金、給水装置の工事費、水道施設分担金、水道施設加算分担金、手数料等の調定、減免、徴収及び還付に関すること。
- (8) 給水装置の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関すること。
- (9) 貯水槽水道に関すること。
- (10) 地下埋設物の調査、事前協議及び立会に関すること。
- (11) 受託工事及び他工事による配水管、送水管及び導水管（以下「配水管等」という。）の支障移設工事等の設計、施行及び監督に関すること。
- (12) 他工事に伴う鉛製給水管布設替工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (13) 給配水管路図等の整備及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

工務係

- (1) 配水管等の整備及び維持管理に関すること。
- (2) 配水管等の布設工事（改良工事含む。）及び鉛製給水管布設替工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 配水管等及び給水装置の修繕に関すること。
- (4) 消火栓の使用に関すること。
- (5) 修繕用材料及び工具の管理に関すること。
- (6) 漏水防止の調査及び計画に関すること。
- (7) 濁水、出水不良等の苦情処理に関すること。
- (8) 配水管等の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関すること。
- (9) 工事に伴う不動産の取得に関すること。

第12条の2の見出しを「（主任主査等）」に改め、同条中「主査」を「主任主査、主査、主任主事」に改める。

第13条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（平成28年 3 月24日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

本則中「天理市上下水道局」を「上下水道局」に改める。

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600

	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		

	76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800		
	77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000		
	78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300		
	79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600		
	80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800		
	81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000		
	82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300		
	83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600		
	84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800		
	85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000		
	86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100			
	87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400			
	88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600			
	89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800			
	90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100			
	91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400			
	92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600			
	93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800			
	94		293, 600	341, 400					
	95		294, 000	341, 900					
	96		294, 400	342, 300					
	97		294, 600	342, 400					
	98		294, 900	342, 900					
	99		295, 300	343, 300					
	100		295, 700	343, 600					
	101		295, 900	343, 900					
	102		296, 200	344, 300					
	103		296, 600	344, 700					
	104		296, 900	345, 100					
	105		297, 100	345, 600					
	106		297, 400	346, 000					
	107		297, 800	346, 400					
	108		298, 100	346, 800					
	109		298, 300	347, 300					
	110		298, 700	347, 700					
	111		299, 100	348, 000					
	112		299, 400	348, 300					

	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 3 号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

附則第 2 項中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 4 号

天理市水道事業給水条例施行規程（平成10年 2 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 9 条第 1 項中「水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管」を「水道用ポリエチレン二層管」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 5 号

天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年 6 月天理市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市上下水道事業管理者
印

規制対象事業場（該当・非該当）通知書

年 月 日付けで協議のあった対象事業場の（設置・変更）については、天理市水道水源保護条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、規制対象事業場に（該当する・該当しない）と判定したので通知します。

名	
種 類	
場 所	
規 制 対 象 事 業 場 に 該 当 す る と 判 定 し た 理 由 （該当する場合のみ記載）	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市上下水道事業管理者
印

（建設工事・対象事業場の変更）一時停止命令書

天理市水道水源保護条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり（建設工事・対象事業場の変更）の一時停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市上下水道事業管理者
印

規 制 対 象 事 業 場 設 置 停 止 命 令 書

天理市水道水源保護条例第12条の規定により、次のとおり規制対象事業場の設置の停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
条 例 第 12 条 後 段 の 規 定 に よ る 命 令 (原状回復・措 置)	措置の内容
原 状 回 復 又 は 措 置 を 行 う べ き 期 限	年 月 日
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市上下水道事業管理者
印

（施設の使用・排水）一時停止命令書

天理市水道水源保護条例第15条の規定により、次のとおり（施設の使用・汚水等の公共用水域への排水）の一時停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
一時停止を命ずる理由	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 6 号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第 25号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月24日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 2 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

様式第 3 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

下水道事業受益者負担義務変更
消滅 通知書

通知書番号

年 月 日

賦課年度	受益者		天理市上下水道事業管理者 印									
台帳番号	住所		天理市上下水道事業管理者 印									
	氏名		様									

次のとおり受益者負担金額を変更したので通知します。

A 受益者変更前の負担金納付額	B 新規負担金決定額負担義務消滅額	C 受益者変更後の負担金納付額	D 期別納付額合計（年度 期まで）	E 最終納期までの納付額（年度 期まで）	F 残存納期数	理 由
円	円	円	円	円	回	

負担金賦課対象の土地面積変更欄			該当受益地に係る負担金の負担区分			
ア 変更前	イ 変更後	ウ 増加地積減少	エ 単位負担金額1㎡当たり	オ 増加減少負担金額（ウ）×（エ）	カ 新受益者負担分	キ 旧受益者負担分（オ）－（カ）
㎡	㎡	㎡	円	円	円	円

区分	期別前年度までの期別納付額	年度期別納付額計	第1期				第2期		第3期		第4期		年度第1期	最終納期	該 当 受 益 地			
			第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期	土地の所在	地番			地目	面積		
(1) (変更前) 金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年度第1期まで左の金額で納めてください。				㎡
(2) (変更後) 金額																		
(2)－(1) 差額増減 (△)																		
		納 期 限	6. 30	9. 30	12. 28	3. 31	6. 30					計						

賦課根拠その他

1 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第8条の規定により当該排水区域内の土地所有者又は借地権者などにこの受益者負担金が賦課されており、同条例施行規程第4条第3項の規定により通知するものです。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 負担金を納期前に納付した場合には、納期の到来していない期別納付額の1/150に納期前の月数（1月末満の端数があるときは、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報償金を交付します。

様式第 4 号（第 6 条関係）

下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金 決 定 通 知 書

No. _____

賦 課 年 度	受 益 者					年 月 日				
台 帳 番 号	住所					天理市上下水道事業管理者 印				
	氏名					様				
次のとおり、受益者負担金を決定したので通知する。										
当初の負担金額の算式	A 当初の負担金決定額		B 受益者負担分 (A×1/20× 回+端数)			C 減免額	D 徴収猶予額	E 差引負担金納付額	F あなたが納付する納期数	
単位負担金額 (1 m ² 当たり) 94円×	円		円			円	円	円	回	
期別納付額	年度分計	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年度第 1 期	最終納期	年度 期	左記の期別納付額を納期ごとに別紙納入通知書によって納めてください。 (この通知書では納入できません。)	
	円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納期まで納付してください。			
	納 期 限	6. 30	9. 30	12. 28	3. 31	6. 30				

賦課根拠その他

- 1 この負担金は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 8 条の規定により賦課されるものであり、同条例施行規程第 6 条の規定により賦課決定を通知するものです。
- 2 この負担金は、5 年（20 回）に分割し、毎年 4 回、次に掲げる納期に納付通知書で納付してください。
- | | | | |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 |
| 6 月 1 日から
6 月 30 日まで | 9 月 1 日から
9 月 30 日まで | 12 月 1 日から
12 月 28 日まで | 翌年 3 月 1 日から
3 月 31 日まで |
- 3 負担金を一括納入又は納期前に納付した場合は、下記の率により報償金が交付されます。
- 報償金交付率
- イ 一括納付（初年度の第 1 期に全納した場合）……第 1 期分を除く金額× $\frac{20}{100}$

ロ 納期前納付（納期の到来していない期）…納期前納付し× $\frac{1}{150}$ ×納期前の月数
（別納付額を納付した場合）た期別納付額
- 4 受益者に変更があったときは、速やかに受益者変更届を提出してください。なお、あなたが天理市内に居住せず、又は事業所等を有していない場合は、納付管理人を定めて、受益者負担金納付管理人届を提出してください。
- 5 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 7 条関係）

受益者負担金は、納期限内に納めてください。

- 1 賦課根拠その他
- この負担金は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第8条の規定により土地の所有者又は借地権者などに賦課されるものです。
 - この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 納 期
- | | |
|-----|---------------|
| 第1期 | 年 6 月 1 日～30日 |
| 第2期 | 年 9 月 1 日～30日 |
| 第3期 | 年12月 1 日～28日 |
| 第4期 | 年 3 月 1 日～31日 |
- 3 納付場所
天理市上下水道事業出(収)納取扱金融機関
- 4 報 償 金
負担金を一括納付又は納期前納付された方には報償金を交付します。
- 5 延 滞 金
各納期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに完納されないときは、その翌日から負担金完納の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた額の延滞金を徴収することになります。
- 6 注意事項
- 売買、相続などで、受益者に変更があったときは、直ちに受益者変更届を提出してください。

下水道事業受益者負担金
1 領 収 証 書

下水

年度	第 1 期 分
受益者（納付管理人）	
様	
下 水 道 事 業 会 計	
下水道事業受益者負担金	
納 付 書 番 号	納 付 額
	円
納 期 限 年 月 日	
上記の金額領収しました。	
年 月 日	
領収日付印	
天理市上下水道事業 出(収)納取扱金融機関	

年度賦課分
領収書は、5年間大切に保存してください。

下水道事業受益者負担金
1 納 付 通 知 書

下水

年度	第 1 期 分
受益者（納付管理人）	
様納	
下 水 道 事 業 会 計	
下水道事業受益者負担金	
納 付 書 番 号	納 付 額
	円
納 期 限 年 月 日	
上記のとおり納付してください。	
年 月 日	
天理市上下水道事業管理者 印	
上記金額は収納しました。	
天理市上下水道事業 出(収)納取扱金融機関	
天理市上下水道事業管理者 様	
領収日付印	

年度賦課分

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号（第10条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書										通知書番号	
賦課年度	受益者 住 所 氏 名 様					年 月 日 天理市上下水道事業管理者 印					
台帳番号						あなたから申請がありました受益者負担金の徴収猶予について、下記のとおりに決定したので通知します。					
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 9 条第 号に該当 (する) から (猶予) (しない) (却下) します。											
徴収猶予の内容	1 土地	土地の所在	地番	地目	地 積	猶予対象面積	負担金額	猶予率	猶予額	猶予期間及び理由	
					m ²	m ²	円		円		
		計									
	2 その他	猶予期間及び理由									年 月 日から 年 月 日まで猶予
A 当初負担金決定額		B 旧受益者負担分		C 減免額	D 徴 収 猶 予 額	E 差引負担金納付額		F 期別納付額計 (年度第 期まで)		G 最終納期までの納付額 (年度 期から)	H 残存納期数
円		円		円	円	円		円		(E－F) 円	回
現 納 年 付 額 変 更 期 別 欄	期別		年度分計		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年度第 1 期	最終納期 (年度第 期)	
	区分									左の金額で最終納 期まで納めてくだ さい。 ・ ・	
	(1) (猶予前) 金		円		円	円	円	円	円		
	(2) (猶予後) 金										
	(2)－(1)差額 (減△)										
		納 期 限		6. 30	9. 30	12. 28	3. 31	6. 30			

(注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第2項の規定により通知するものです。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成28年 4 月10日 日曜日

天理市公報

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号（第11条関係）

下水道事業受益者負担金減免決定通知書										通知書番号	
賦課年度	受益者 住 所 _____ 氏 名 _____ 様					年 月 日 天理市上下水道事業管理者 印					
台帳番号						あなたから申請がありました受益者負担金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。					
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項第 号に該当 (する) から (減免) します。 (しない) (却下)											
減 免 額 内 訳	土地の所在	地 番	地 目	地 積	減免対象地積	負担金額	減免率	減免額	理 由		
				m ²	m ²	円		円			
	計										
A 当初負担金決定額		B 旧受益者負担分		C 減免額	D 徴 収 猶 予 額	E 差引負担金納付額		F 期別納付額計 (年度第 期まで)		G 最終納期までの納付額 (年度 期から)	H 残存納期数
円		円		円	円	円		円		円	回
現 納 年 付 度 額 変 更 期 別 欄	期別 区分		年度分計	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年度第 1 期	最終納期 (年度第 期) 左の金額で最終納 期まで納めてくだ さい。		
	(1) (減免前) 金		円	円	円	円	円	円			
	(2) (減免後) 金										
	(2) - (1)										
			納 期 限	6. 30	9. 30	12. 28	3. 31	6. 30			

(注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により通知するものです。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3 月24日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 7 号

天理市上下水道局債権管理条例施行規程を次のように定める。

平成28年 3 月31日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市上下水道局債権管理条例施行規程

上下水道事業管理者が管理する市の債権に係る天理市債権管理条例（平成27年 9 月天理市条例第31号）の施行については、天理市債権管理条例施行規則（平成28年 3 月天理市規則第12号）の例による。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。